

平成25年度柴田町議会9月会議会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	平間春雄	君
会計管理者	松崎守	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	佐藤富男	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	駒板公一	君
子ども家庭課長	永井裕	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君

商工観光課長	小池洋一	君
都市建設課長	加藤秀典	君
上下水道課長	平間広道	君
槻木事務所長	馬場敏雄	君
危機管理監	小玉敏	君
地域再生対策監	小笠原幸一	君
公共工事検査監	鎌田和夫	君
税収納対策監	伊藤良昭	君
災害復興対策監	畑山義彦	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	笠松洋二	君
生涯学習課長	相原健一	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 任 主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第1号)

平成25年9月2日(月曜日) 午前9時30分 再 開

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 開催期間の決定

第 3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

第 4 一般質問

(1) 平 間 奈緒美 議員

(2) 齋 藤 義 勝 議員

(3) 舟 山 彰 議員

(4) 吉 田 和 夫 議員

(5) 高橋 たい子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成25年度柴田町議会9月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において7番佐々木裕子さん、8番高橋たい子さんを指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（加藤克明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から9月12日までの11日間、うち土曜日、日曜日及び9日、10日、11日を議案調査及び委員会審査のため休会とし、実質6日間と意見が一致いたしました。よって、本定例会議の開催期間は本日から9月12日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から9月12日までと決定いたしました。

なお、開催中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、平成25年度各種会計決算についての総括質疑の要旨提出は、9月4日正午までといたします。議長まで提出をお願いいたします。

なお、今定例会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に、町長から3町共同学校給食センターに係る発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（滝口 茂君） 3町共同給食センターにかかわっての経過と報道について説明をさせていただきます。

3町共同による給食センターの建設協議につきましては、平成24年7月の初め、村田町からの申し出で始まったものですが、8月28日の村田町議会の産業建設教育常任委員会で村田町単独での給食センター整備を求める請願が採択されたことは予想外であり、残念としか言いようがありません。村田町の場合、柴田町と違ってこれまでの自校方式から2段階飛びで一気に3町共同による建設構想となったので、村田町民や村田町議会にある種の懸念が広まった結果のあらわれなのかと推察しております。

それを受けた8月30日の報道にかかわっての経過を説明したいと思います。

実は、8月29日9時半ごろ、村田町長から電話があり、委員会での採決結果に対し遺憾の意の表明がありました。委員会での付託審議ではありましたが、重い決定だと捉えており、本会議においても変わらないだろうということをごさいました。議会の請願採択は、議会の権限に基づき原則として常任委員会に付託された中で審議されるものであり、その採決結果として村田町単独で建設するという村田町議会の一定の判断が示されました。

私は常々、議会で民主的手続に基づいて審議し議決された案件は大変重いものと公言してきました。柴田町でも9月議会を控えており、私としてはこれらをしんしゃくし、共同建設の可能性は極めて薄い、柴田町として単独整備を視野に入れざるを得ないという意向を固め、9月定例会において議会に説明せざるを得ないことを、そのとき村田町長に伝えたところです。その際、村田町長からは、特に異論が示されることはありませんでした。そのことが8月30日の柴田町離脱の見出しによる報道につながったものと思います。

この報道の後、村田町長、大河原町長との会談を行いました。その結果、3町とも今回は共同建設ではなく単独整備の方針で進む、9月議会で各町がその説明をするということで合意を得ております。これまで議会において5回にわたり全員協議会で議論をいただいていたながら、村田町議会の審議結果に基づいたものとはいえ、柴田町議会の結論を得る前に整備方針の変更、単独整備とせざるを得ない状況になってしまったことにつきましては、心からおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

今後、柴田町としては3町共同給食センター並みの規模と機能を備えた新しい給食センターをつくるのは困難としても、それに近づけた給食センターの整備に向けて計画を立てていきた

いと思っております。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準第55を準用し質疑を許します。

質疑は1人1回限りです。質疑に当たっては、一般質問に触れないようにお願いします。

質疑ありませんか。5番斎藤義勝君。

○5番（斎藤義勝君） ここでいいですか。5番斎藤でございます。

今、町長の答弁を聞きまして、8月28日に村田のほうの委員会で村田のほうの状況が議会で通りそうだと、それで3町の首長で話し合っって柴田町も大河原も村田も単独でやろうと。そういうふうになったのはわかるんですけども、どうしてその情報が新聞といいますか、それにリークされたんでしょうか。まず、その点お伺いしたいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 村田町の委員会での採決の後、取材の申し込みがございました。それで、電話で答える際に、内部で調整しまして9月の定例会で正式にはお答えするという方針を固めておりましたが、取材があった場合には村田町長に対し、村田町がそういう結論を出したのであれば、柴田町もそういう単独でやるということを意思表示をしないと、というふうに伝えたところでございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。17番星吉郎君。

○17番（星 吉郎君） 17番星吉郎です。

今回の新聞報道、まさしく我々議会に5回もいろんな格好で情報交換していただきながら、議会に一言も話をかけられずに町長は新聞報道でされたということが、私は議会を軽視しているんじゃないか、そう思うことで町長にお伺いしたいと思います。というのは、やはり議会で5回も全員協議会なりに話をしているその内容ですね。やはり我々が今度の9月議会を終わったところに決断しなくてはならないという話をしておきながら、一方では新聞報道でやめるんだと。私はそう決断したというような文面が出されたことは、我々議会としては大変ショックであります。その辺で町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 町長が、新聞では「離脱」という表現になっておりましたが、その原因につきましては村田町議会で町民のアンケート調査、42%の単独でやってほしいというその意向を受けて審議会で村田町の議会が一定の方向をして、村田町が単独でやるという議会の意思表示をした以上、私としては当然柴田町も単独でやらざるを得ないと、村田町長に申し上げました。それについては議会のほうにも定例議会で説明しますと、議会のほうにもお願いして全

員協議会か議会の冒頭かで説明させていただきたいというふうに申し上げておりましたので、柴田の町長が勝手に議会の意向を無視して単独でと表現したわけではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 4番秋本です。

今回の新聞を見まして、私大変に驚きました。住民の声を代表するのは議会のはずです。その議会のほうに全員協議会を通じて議会の意見を求めている。そして、27日に我々議員の中で討議をしてそれを答えていこうという段取りを全部とっていきました。そのことについて、何の諮りもなく決めていく。これは住民の声を代表している議会を無視しているものと思われま

す。

それともう1点、今回我々に話をしてきたこと、この町長の言葉の軽さ、これを非常に感じております。これから対大河原、対村田、対県という交渉事、そうやってきたときに誰が柴田町をこれから信用するのか。そのことについて、その影響というものについて、これからのやり方、考えをお聞かせください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、言葉の軽さというお話をしました。反論権を使いたいのはやまやまなんですが、他町の議会のことでいがみ合う必要もないということですね。そもそも柴田の町長が3町共同を持ちかけたのであれば、将来の見通しを考えないでスタートすることになったんですが、一番最初に申し出があったのは、村田の町長、村田町からの意見ですね。それによりスタートした。柴田町は本来、照会文書、村田町のある議員からの照会文書でもお答えしている。本来であれば、柴田町が責任を持ってやると。ただ、柴田町はほかにも学校関係の整備、順次する必要があったということでございますので、3町共同によって少しでも経費の削減が図れるということであれば、構想を検討してもいいという判断に立って両方検討させていただきました。

ところが、本来提案をすべき村田町が町民の意向で42%単独でという話、それが村田町議会が予想外にも委員会で本来であれば可決するということでもありますので、私は提案したほうがしっかりと村田町を固めて、そして他町に提案してくるべきではないかなというふうに思っております。当初は多分その方向で行けたのではないかなというふうに思いますが、やはり途中で

すね。村田町民のいろんな考え方がありまして、議会でもいろいろ議論をした結果でございますので、言葉の軽さだけで片づけられる問題ではないというふうに思っております。村田の町

議会が付託という案件で、いろんな現地調査もして、いろんな考えを持って出した結論ですね。そうすると、村田町の結論自体が逆に言わせますと軽いという結果につながりかねません。あくまでも議会の審議結果に基づいて判断した結果でございますのでね。そして、村田町長が本会議でも変わる見込みがないと私に申し出たものですから、それを受けて、それでは当然柴田町もということなので、あくまでもまずは村田町がしっかりと町民の意向と議会の動向を踏まえて対処すべきではなかったのかなというふうに思います。その原因は、発端と結果はやはり村田町が責任を持つべきというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ございますか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 14番舟山彰でございます。

実は新聞報道があった後に、村田の3町合同に賛成の議員さんから電話来ました「驚いた」と。先ほどから町長も言っているように、村田の町長も委員会でその請願を採択するという採決されたことが大事だと言いますが、我々議員からしますと、議会の一つの意味というのは、やはりあくまでも本会議で委員長報告で委員会としてはこういうように町民から出た請願について採択しますという結果になりましたとして本会議で採決をした後が、言うならば議会の意思が確定したということではないでしょうか。それについて、村田の町長さんがもうすぐに本会議と変わらないから、本会議で変わらないだろうからと柴田町長や大河原町長に電話したって、そこがちょっと私からすると疑問なんですよね。

村田の議員さんが言うのは、結局3町長がもともとやる気がなかったんじゃないかという、それと役場職員とかがかわいそうだなという、例えば柴田町でも5回ぐらい全員協議会であんなに3町合同でやるとこういうメリットがあります、それから保護者に対してアンケートをとったときだって、もう今の給食センターが古過ぎる。もうこのままでは大変なんだ、単独でやるにはお金がかかるから、3町でやると各3町が1億とかそれ以上浮くんですよというような、一生懸命町民に対してもメリットを説明していた。逆に言えば、今の給食センターのデメリットといいましょうか、古くなっている、大変だということを強調したわけでしょう。だから、私からすると、3町長とも、村田であした本会議ですか。そこで本当に請願が採択された後に本来は3人が集まって話をするのが本当じゃないですか。委員会で採択した時点で村田町長から連絡あったといっても、すぐにああいうふうに新聞にあるように「柴田町は単独でやります」と言ったら、柴田町長は3町でやるという気が本当にあったのかと、役場職員そのものが思うんじゃないですか。

それと、やはり町民からすると、一つには、今の給食センターのままで新しい給食センター

に持っていくという、大変じゃないかなというそういう印象があるんですけども、まずそういう一つお聞きしたいのは、あした村田の本会議が終わってから3町長で話し合ってもいいんじゃないかということについてどう思うかということと、ここまでやったんですから、保護者などに今の給食センター、どうにか新しくつくるまで対応する。新しい柴田町としての給食センターをどうするというのを急ぎ保護者とかに説明しないと私は不安が残ると思うので、この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まあ、ね、反問権も使いたいところですが、ぐっと我慢して決めますけれども、なぜ本来はこういう住民からの要望、願意と書いてありますけれども、願意について本会議で審議しないで委員会に付託しているか。その理由について、本来であれば反問したいんですが、ほかの議会のことで対立する必要もありませんので、あくまでも特殊なんだと。だから、委員会で慎重に審議するために委員会に付託するんですと。それが議会です。ですから、村田町はその方針でもって慎重にいろんな人の意見を聞いて、議員の意見を聞いて委員会で採決したと。採決した以上は本来は従う。ですから、本会議でひっくり返るということはありませんけれども、やはり民意を一旦は認めたわけですから、それが議会の中で相反する。子供たちの給食案件をそういう政治的な思惑に巻き込んでいいのかという思いもありました。とにかく、村田町では町民の意見と一部議員の意見が食い違っている。そうしたときに、柴田町がわざわざそこまでしてやるべきなのかなという思いがございました。

ですので、あくまでも普通の案件と違いまして、子供たちの給食の問題でございまして、政治的に一旦は村田町議会では単独でやると。それを多数化工作をしているといううわさも聞いておりますが、そういうことをしてまで私は柴田町が参加すべきではないという思いもあったので、今回は意思を固めて議会に報告するというふうに、新聞を読んでもらえるとそう書いてあります。それをきちっと読んでいただきたいというふうに思っております。タイトルがちょっと「離脱」とセンセーショナルなものですからちょっと誤解を与えた面があると思うんですが、記事にはきちっと柴田町が村田町の採決を受けて単独でやらざるを得ないというふうにそういう趣旨で書いてあったというふうに思っております。

また、給食センターですが、11億であれば少しスリム化して早目の計画を立てざるを得ないというふうに思っております。村田町や大河原町と違いまして、すぐにでもあしたから使えないという状況ではございませんので、もちろんこれからも壊れた場合には早急に対応しながら、ほかの案件もございまして。例えば、図書館の問題、体育館の問題等々ありますので、そち

らの状況を見ながら、もちろん学校の整備等がありますので、そちらを見ながら町民には村田町が単独でやりたいと、やると意思表示をした。住民とともにそういった以上、混乱に巻き込まれる必要はないという説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。3番吉田和夫君。

○3番（吉田和男君） 3番吉田和夫でございます。

今、町長さんの答弁で経過的にはわかりました。このいろいろ経過ものについても柴田町の議会において、いろいろ結論を出すのにもっともっと議論すべきだというようなことで、つい1週間ぐらい前だったでしょうか。そこまでいったんですけれども、柴田町は通年議会を採用しております。通年議会ということはいつ招集してもいいと私もお伺いしているんですけれども、新聞報道で私もびっくりしましたけれども、議会を臨時議会でも開いて、こういう経緯があったんだというようなことで発表したほうがもっとスムーズだったのではないかなど。結局、柴田町の住民まで巻き込んでアンケート調査、3町のほうがいいのか、単独のほうがいいのか、議論を巻き込んでの議論をしたわけですので、町長の一声でもうご破算というのなかなか説得する側でも大変だと思うんですけれども、通常議会で、この通年議会で招集して説明というようなものはできなかったのかどうか。これをお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず、3町の合意は金曜日の夕方ございました。3町はね。そのときには村田町長からはぜひとも3町でやってほしいという意思表示はされませんでした。ですので、3町についてはそこで合意をしました。9月2日から定例議会が始まりますので、その冒頭で説明をするということで内部的には通年議会というのはちょっと失念はしていたんですが、説明するという意思を固めておりましたので、それで説明させていただきました。

ですから、通年議会ということであれば、土日、やったことありませんが、これから吉田議員の言うように議長と相談して通年議会であれば開会と。もちろん議員の皆さんの了解を得なければなりません、なかなかすぐ予定の入っている議員さんもおりますので、9月2日定例会が始まるということだったら、そこで説明をしたいという意向でございました。

それから、町長の一声でというのはちょっと誤解がありますので、ここは正しく伝えていただきたいと。あくまでも町長が「やめた」と言ったわけではありませんので、村田町の町民の意向、それから村田町の議会の審議事項、そして採決、それを踏まえて村田町が単独でやらざるを得ない状況にあったのを受けて、私も柴田町も当然そうせざるを得ないということでございますので、柴田町がほかの議会を無視して単独で、と言ったわけではありませんので、その

辺ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ございますか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。この新聞報道についてだけ、質問します。共同の給食センターがなくなったことについては、今は質問はしないでおきます。

それで、やはり一番問題だなと思ったのが、この報道を見た住民もしくは町民だけではなくてほかの県内の方々がどう思うか。きのうもちょっと女性議員の研修会があったので、その場でも何人かから言われたのは、「柴田が離脱したんだね」というとり方、やはりこの新聞報道だけ見ると、いかにも滝口町長が独自の判断で離脱したとしか読めないですね。「離脱する意向をほかの2町長に伝えた」という書き方をされています。

今の町長の質問に対する答弁を聞いていますと、そうではなかったようなんですけども、このような報道のされ方をしてしまって何も抗議しないんでしょうか。私は柴田町民としてこのようなマスコミに取り上げられ方をして、とても腹が立っています。読んだときに「何だ、これは」と思いましたし、何人かから「どういうことなんだ」というやはり質問は受けています。町長は、取材されれば何でも答えるんでしょうか。どう考えても、今回の場合はきょうこの場で村田での結果を村田町長から受けた結果をこの場で説明する。それが大事だったと思うんですね。先に新聞報道されては困るわけです。議会軽視と言われても仕方ないですね。

「無視はしていません」という言い方を先ほどしていましたが、完全に議会を無視しています。

それから、先ほどの中で村田町長、大河原町長との会談を行ったということだったんですが、それはいつのことだったんでしょうか。まず、これは質問です。そこで単独の合意ができたのであれば、新聞報道されるのを譲ってもそこだったと思うんですね。柴田町長単独で受けてはいけません、こういう場合は。3町で進めてきましたので、3町長が一緒のところ取材を受けるのであれば問題ないんですけども、このような柴田だけが取材を受けて大きく取り上げるというのはとても問題だと思います。それについてはどのようにお考えでしょうか。

それから、ほかの町のことなので何とも言えないんですが、村田町は9月3日の定例会で実際には採択、採決する予定という形だったわけですね。そうすると、きょうこの場で滝口町長が説明するのと同時に、それからやはり村田町の結果待ち、そこまで待つのが当然だったと思いますが、先ほども質問は出ていましたが、なぜ急ぐ必要があったのか、その急いだ理由についてはやはり先ほどの答弁でも私はよくわかりません。急ぐことは何もなかったと思いま

す。やはりこのような問題というか、騒動を起こしたことに對しては、町長は町民にも謝罪すべきだと思います。

それからですね、秋本さんの質問だったかと思うんですが、そこに町長が村田のほうが軽い、発端と欠陥は村田町的な答弁をなさっていたんですが、ほかの町を攻撃するような言葉は私は取り消していただきたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 全て議会に諮らないと取材を受けられないというふうに決まりますと、これはちょっと無理があるというふうに思っております。いろんな県議会等でも我々も公務員としていろいろ取材、議会の議決を得る前に構想を発表したりするのは当然あることでございます。そうでないと、町民の意見を聞くということではできませんので、ですから今回はあくまでも村田町の結果が出た後に電話取材で私の考え、意向を固めた。そして、議会に正式にお答えしますということでございますので、私は必ず全部議会にかけた後でないと発言できないというのはちょっと行き過ぎではないかなと。現実にそういうことがございます。国のほうでも、では議会にかけないで案件が全部表に出ないということはありませんので、必ず事前の報道ということがありますので、それはちょっと違うのではないかなというふうに思っております。

それから、騒動というお話がございました。これは私はなぜ騒動なのかというのは、ちょっと理解はしかねます。あくまでも、どこにも騒動はないんです。村田町がきちっと議会の権限に基づいて採択をしたと。委員長も多分あした議会で報告するだろうというふうに思います。これを騒動と捉えること自体が、私は考え方に違和感がございます。ただ、こうしてそうはいっても議会の方々にご心配をおかけしたということは間違いございませんので、この点につきましてはこれからも気をつけて発言をさせていただきたいというふうに思っております。

あくまでも他の議会を攻撃するなというふうにおっしゃいましたけれども、攻撃ではありません。事実を述べただけです。村田町がやはりどうしたいのか、その場で3日に本会議での採決があるので待つてほしいという発言があれば、それは発言をしないということもあつたと思いますが、そこでもなかったし、また、発言した報道、取材を終わった後に3町でお話したときも、村田町からはそういう3町共同でやりたいとそういう強い意志は残念ながら示されませんで、村田町は単独でやるというお答えがありましたので、3町は30日の4時半ですね、大河原町役場で行いました。ですから、もう5時過ぎておりましたので、吉田議員にもお伝えしたように、9月2日で議会には説明するという段取りになった次第です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑……。町長、漏れていますけれども、抗議とかそういう、また、町民に対しての。2点ほどあります。

○町長（滝口 茂君） 報道につきましては、きちっと「離脱」という表現はちょっと違いますということは申し上げました。離脱というのは、もう3町でやると意思決定がこの議会においてなされた後に柴田町が抜けるという場合は離脱ということになるわけですがけれども、まだ3町でやるか、単独でやるか、どちらかを選ぶ段階でございますので、若干ニュアンスが違います。ただ、柴田町は村田町がそういう判断をしたのであれば単独でという発言をいたしましたので、結果としては離脱ということなのかもしれません。

町民については、そういうこれまでの経緯につきましてはこの議会でお話をさせていただきましたので、あとは随時住民懇談会でありますので、その席でこの経過というものを話しさせていただきますというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 16番我妻です。今回の記事のことで今あったわけですがけれども、町長はその議会に示す前に住民に報道するのも必要だろうということなんですけれども、私はちょっとね、実はこの給食センターの話が出たときに、3町の議長たちと話をしたんですけれども、まただめになるだろうと、こういう予想があったんですよ。ああ、そういうものかなと思ったから、合併と同じだということでしたけれども、結果的に同じようなことになりました。やはり、これはもう一度立ち上げる前、やはり3町の議長で町長とどの程度のお話し合いをして立ち上げたこの話だったのか。ここら辺が我々には見えないんですね。もう少しきちんとその合意できた話だったんだろうかと。そこから出発して給食センターの建設ということであればよかったのかなとこう思っております。村田町、大河原町、柴田町、恐らく村田のほうは早く事前に関んなことが知らされたのかどうか。私たちのほうは、3町の合意の後初めて「お、こんな話が出てきた」ということで、大変驚いたことだったんですけれども、結果的にだめになったということで、これはしょうがないということで、これから問題になるのは給食センターの、柴田町の給食センターのことなんです。

我々はこれで新しい給食センターができるというふうに思っていたんですけれども、できないとなると、現在の給食センターの建設計画をどのようにやっていくか。今までの給食センターはかなり古くて、いろんな機具をだましまし使ってきているわけですよ。これはもう限度かなとこう思っているんですけれども、総合体育館、それから図書館、大きな建設計画があるわけですが、給食センターもかなりの設備投資になると思うんです。これをやはり

町民に説明していくときに、この計画もきちんと説明していかないとこれはうまくないんじゃないかなとこう思います。そこら辺は今から検討されると思うんですけども、どのように検討されていくのか、道筋をちょっと教えていただければとこう思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ちょっと誤解があるのは、議会に諮らないで積極的に出すという意味ではありませんので、取材を受けたらもちろんお答えできることは、お答えするというございますので、議会を無視して全て報道に流すということではございませんで、その点ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、3町は最初につきましてあくまでも構想を練ってみようと。柴田町は何回も申しますように、町単独でということの基本にしながらも、学校関係の整備がいっぱいございました。ですから、少しでも柴田町の負担が少なくなる結果が得られれば、その分、別な学校教育に回すことができるということでスタートしました。村田町も早急につくらなければならないというスタートをした。当初はよかったんですが、やはり村田町の中で「いや、違うんじゃないか」という考えが出てきて、住民の意向も強くなって請願という形で出されたことが、柴田、大河原とは違うところだと。途中から村田の場合は請願で単独でという意思がずっと出てきたのではないかなと。それは村田町民のことを推測するわけにはいきませんが、恐らく先ほど申しましたように自校方式から一気に3町というところにやはり不安感というのがあったのではないかなと。ですから、途中からこの状況というのは変わってきたのではないかなというふうに思っております。

結果として、一応柴田町も合意はして負担割合は決めましたけれども、残念ながらPFIでより柴田町の目的でありますコスト削減というところになかなか村田町のほうで合意は得られなかったということなので、コスト削減においてはちょっと結果としては期待以上ではなかったという面もございます。そういうふうに当初の考え方は村田町のほうでも大丈夫だと、町民も議会も大方、反対の方は必ずありますけれども、大方3町共同に理解できるということでスタートしましたし、私もそういう考えは持っていたんですが、途中からちょっと村田町の住民の考え方に変化が出てきたのかなと、今思うと考えているところでございます。

それから、給食センターですね。全員協議会でも給食センターがもしだめになった場合は町単独でというお話をさせていただきました。そのときには、図書館の問題、その前に体育館の問題、図書館の問題に加えて、給食センターの問題が出てまいります。今のところ、体育館につきましてはもう構想を練っておりますので、それ以降については議会の皆さんとか町民の皆

さんとか、給食センターの耐用状況ですね。壊れ方、そういうのを見ながら早急に計画は立てていかなければならないというふうに思っております。これについてはいろんな、体育館を欲しい方々、図書館が欲しい方々、町としては給食センターをやらなければならない。この3つについてご意見をいただいて、どれを優先すべきか、同時にやれるのか、これについては今後の財源状況を見て考えていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

日程第3 諸報告

○議長（加藤克明君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 報告事項は2点でございます。

2013年「ザ・フェスティバルinしばた」について申し上げます。

恒例となりました「ザ・フェスティバルinしばた」は、ことしも柴田町商工会を事務局として実行委員会を組織し、8月10日に陸上自衛隊船岡駐屯地を会場に、各関係者のご協力をいただきながら開催いたしました。当日は晴天にも恵まれ、午後3時から一般開放を行いました。この夏一番の暑さの中でしたが、町内外から約1万3,000人もの多くの方々にご来場をいただきました。

会場内では、15店の縁日コーナー、特設ステージでは、よさこい演舞を皮切りに、子供たちによるバトン・チアダンス演技、自衛隊フラッグ隊と音楽隊の演奏、さらにさくら太鼓やスコップ三味線、船岡祭友会みこし渡御、今回初めての参加となった「まつり宝山すずめ踊り」や「琉球國祭り太鼓」など、さまざまなイベントが行われました。よさこい総踊りでは、7月に1歳になった町のイメージキャラクター「はなみちゃん」も参加し、華麗で軽快な踊りを披露し、祭りに花を添えました。会場全体が一体となり、躍動感あふれる動きに包まれ、例年以上に盛り上がったものと思っております。また、柴田ロータリークラブから子供たちにカブトムシのプレゼントがあり、子供たちはとても喜んでいました。クライマックスでは、震災からの

復興を願いながら約3,000発の花火が打ち上げられ、来場者の方々に楽しんでいただきました。

来年も関係機関や参加団体と協働で開催し、夏の一大イベントとして多くの方々に楽しんでいただけるよう取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

2点目、平成24年度（仮称）さくら連絡橋建設工事（1工区）（繰越明許）説明会について申し上げます

かねてから議会を初め、住民懇談会、広報等で広く住民の方々にお知らせをしてきました（仮称）さくら連絡橋建設工事ですが、今回1工区の工事を発注いたしましたので、その工事内容について8月12日に説明会を開催いたしました。当日は11名の方々に参加いただきました。町から（仮称）さくら連絡橋や白石川堤外地環境整備計画の全体概要及び今回発注分の工事内容、そして今後のスケジュール案について資料を配付し説明を行いました。また、請負業者からは、工事施工計画についての説明を行ったところです。工事の内容等についてご理解いただけたものと思っております。

質疑応答では、（仮称）さくら連絡橋が完成した際の名称の決定方法や、仮設道路の再利用化の提案、白石川堤外地整備後の利用促進手段や白石川増水時を見込んだ公園づくりなど、前向きなご意見やご提案、また、ご質問を多くいただき、大変有意義な説明会となりました。

今後は、説明会でいただいた貴重なご意見を踏まえ、工事の早期完成に向け取り組んでまいります。今後とも議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回限りです。質疑に当たっては、一般質問に触れないようにお願いします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより休憩いたします。

再開は10時30分にいたします。

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第4 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第4、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問、答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは、6番平間奈緒美さん、直ちに質問席において質問してください。

〔6番 平間奈緒美君 登壇〕

○6番（平間奈緒美君） おはようございます。6番平間奈緒美です。大綱2問質問いたします。

1. 安全で快適な交通ルール環境整備を。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層が活用している身近な交通手段の一つです。しかし、自転車については車両として車と同様の交通ルールを遵守しなければならないという意識が薄く、利用者のマナーの悪さや交通ルール違反があるのが現状です。さらには、自転車の交通環境の整備がおこなわれていることもその一つであると認識しております。

以前の一般質問で、「自転車・歩行者の安全性を向上させるために、小学校の交通安全教室では交通ルールや自転車の乗り方を指導。仙南自動車学院では高齢者対象の体験実践型の交通安全教室を実施。さらに、仙台大学生を初め幅広い層への交通安全教育活動を実施していく」と答弁がありました。

しかし、交通マナーについては、さらなる啓発活動や指導が必要と感じております。いまだに若者の携帯電話を操作しながらの運転や夜間の無灯火運転なども多く見受けられます。

自転車関連の事故は拡大の傾向にあり、自転車事故の賠償が近年高額になってきています。事故当時小学5年生だった少年が乗った自転車と歩行者の衝突事故をめぐる損害賠償訴訟では、約9,500万円という高額の賠償を命じられております。

このような事故を起こさないためにも、子供のときからきちんとしたルールを学ばせるべきではないでしょうか。一步進んだ町の取り組みや教育委員会としてどう取り組んでいくのか、伺います。

- 1) 自転車による交通事故の発生件数を伺います。
- 2) 教育現場で行われている安全教室についての指導方法、啓発活動の状況は。
- 3) 保護者の責任も問われる時代です。ぜひ親子交通安全教室を開催していくべきではない

でしょうか。

4) 角田市にある交通公園では親子で交通ルールを学べる施設があります。ぜひ柴田町でも積極的に整備してはどうでしょうか。

5) 船岡、槻木駅周辺に自転車専用レーンの整備はできないでしょうか。

大綱2問目、まちの活性化の起爆剤としてさらなる「はなみちゃん」の活用を。

ことし2月の定例会の一般質問で、はなみちゃんを取り上げました。7月に行われたイベントや「ゆる．ぷら」で開催されたイベントでも多くの方にお越しいただいて、ますます「はなみちゃん」の認知度も上がっていると感じております。

前回行った質問事項から現在の進捗状況について伺います。

1) 新たなお土産グッズの開発は進んでいるのか、進捗状況を伺います。

2) 「はなみちゃん」の着ぐるみは柴田町観光物産協会で所有しておりますが、着ぐるみはもう少し動きやすいものがよいと思います。改善はしていくのでしょうか。

3) 「ウェルカム！はなみちゃん」についてはのぼり旗を進めていくと答弁がありました。やはり町のシンボルと考えると、駅や役場内にオブジェを設置していくべきだと思います。観光地に行けば必ずご当地キャラクターが出迎えてくれます。検討の余地はあると思いますが、どうでしょうか。

4) 「はなみちゃんマット」のレンタルが始まっています。町内の飲食店では利用されており、「はなみちゃん」が迎えてくれています。個人店で活用して町のPRに努めているのに、町の施設では「ゆる．ぷら」だけでほかでは全く利用されていないのが現状です。ぜひ活用していくべきではないでしょうか。

5) 仙台大学生・企業・町の若手職員などを中心としたキャラクター活用プロジェクトチームは発足したのでしょうか。現在の進捗状況を伺います。

6) 前回も指摘しましたが、「はなみちゃん」はこれからの柴田町に舞い降りた観光大使の妖精として大きな起爆剤と考えています。「花のまち柴田」のシンボルとして平成27年4月には待望の（仮称）さくら連絡橋の完成も控えております。日本全国ゆるキャラブームの現在、一過性のものにならないために、この機会にいま一度、町と観光物産協会がもっと真剣になって町のPR活動に努めていただきたいと要望いたします。町の見解を伺います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間奈緒美議員、大綱2点ございました。まずは安全で快適な交通ルールの環境整備について、5点ほどございました。

1点目です。発生件数ですが、平成24年中の県内の交通事故発生件数は1万409件で、そのうち自転車による交通事故件数は1,434件、全事故に対する割合は13.8%となっております。本町においては、平成24年中の交通事故発生件数は159件で、そのうち自転車による交通事故件数は15件、全事故に対する割合は9.4%となっており、年々減少傾向となっております。しかし、平成25年7月末現在の平成25年の自転車による交通事故件数は14件を数え、特に高校生と高齢者が関係する自転車事故が昨年より増加している結果となっております。また、町内小中学生の自転車事故については、平成24年度中で1件、平成25年7月末日現在で1件となっております。

本年、本町において交通事故による死亡者が2名発生していることから、9月20日から始まる秋の交通安全県民総ぐるみ運動では、関係者が連携し一体となって交通安全運動を展開していきます。

2点目、教育現場での啓発活動の状況でございますが、小学校では大河原警察署署員や交通指導隊、スクールガードリーダーを招いて、低学年に安全な歩き方や道路横断の仕方を、中・高学年には自転車の安全な乗り方を指導しています。交通安全教室の開催は年1回の開催校が5校で、年2回の開催校が1校です。中学校では安全教育の指導項目がふえることから、防犯教室、携帯電話等の使用マナー教室、薬物乱用防止教室も実施しています。交通安全の指導については、大河原警察署署員による指導講話、全校集会や学年集会において安全指導を行うほか、ビデオ視聴による学習等を行っています。

保護者や地域の方には学校だより等を活用し、交通安全教室の開催など学校の取り組みについての情報を提供するとともに、家庭における交通安全の意識づけの協力依頼など、交通安全に関する啓発を随時行っているところです。

3点目、親子教室の開催でございますが、自転車は身近にある便利で誰でも容易に利用できる乗り物ですが、現行の自動車損害賠償補償法で救済される対象車両に規定されておられません。自転車による事故が増加傾向にある中で、児童生徒が加害者になってしまう事故も考えられることから、保護者に対する賠償責任まで及ぶ場合が想定されます。このようなことから、教育委員会としましては児童生徒の交通安全指導の徹底とあわせて、保護者参加型の交通安全教室や講習会等の開催について各学校に促してまいりたいと考えております。

4点目、角田市にある交通公園を柴田町でもということなんですが、児童の健全な遊具の用

に供し、あわせて児童に交通知識や交通道徳を体得させることを目的に1960年代から整備された交通公園は、現在閉園しているか、公園は存在していても交通公園の機能が失われている状況にある公園が極めて多いようです。近年において新規に交通公園を整備した事例は確認できず、交通公園における設置効果は低いとの評価が一般的となっております。角田市の交通公園の状況ですが、角田中央公園の1施設として昭和63年10月に開園いたしました。利用状況は、通常は一般的な都市公園として利用されていますが、年に数回実施している小学校や幼稚園の交通安全教室の際に実施場所として貸し出しているようです。交通安全教育という点では利用はされているものの、日常的かつ効果的に利用されている状況とは言えませんでした。しかしながら、子供への交通安全教育の重要性から、子供が集まる施設としては有効でありますので、他の子供の施設と組み合わせて交通安全教育機能・設備を付加できないか、研究してまいります。

まずは交通安全施設を有する仙南自動車学院との連携による施設活用や、児童生徒、高校生、大学生に対する学校内における自転車安全教育の推進及び交通ルールを守らない者への道路での取り締まりや実践指導など、教育と指導取り締まりを両輪として大河原警察署の指導を得ながら自転車安全利用の啓発を強化してまいります。また、自転車の乗り方や交通ルールの出前講座を次年度に創設できるよう検討してまいります。

5点目、自転車専用レーンの整備ということになります。平成23年4月定例会時において平間議員から自転車専用レーンを設置すべきではないかという質問に際して、町内の道路幅員を考慮した場合、自転車専用レーンの幅員の確保は困難と答弁させていただきました。しかし、ことしの2月に大河原警察署から県公安委員会の指定を受けて新栄通線に自転車専用レーンを設置したいとの連絡を受けました。そこで関係課立ち会いのもと合同点検を行った結果、新栄通線の一部に右折レーンがあるために路肩が狭く、自転車専用レーンがとれない場所もあり、全線で自転車専用レーンが設置できないことから、自転車利用者が混乱するおそれがあり、大河原警察署とその対応について調整しております。その際に、新栄通線以外に自転車専用レーンが予定されているか照会いたしましたが、現時点では柴田町の市街地の町道に設置することは難しいとの回答がありましたので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

次に、大綱2点目、「はなみちゃん」の関係です。6点ございました。

1点目、開発の進行状況です。「はなみちゃん」のお土産品として町観光物産協会でもミニハンドタオルやピンバッジ、ストラップを販売しています。また、町観光物産協会では、ノベルティとしてメモ帳とシールを製作し、イベント等で配布いたしました。地元のパン屋さんでは、

「はなみちゃん」の絵柄を入れたあんパンやヨモギパンを販売しておりますが、秋ごろには観光物産交流館のレストランでも「はなみちゃんクッキー」を販売する予定です。これからも町観光物産協会や商工会と連携しながら、「はなみちゃん」を柴田町の知名度と花のまちブランドの価値を高めていくための道具として活用し、お客様に喜んでもらえるような「はなみちゃん」のお土産品の開発を進めてまいります。

2点目、動きやすいということですが、「はなみちゃん」のデザインはゆるキャラと呼ばれるにふさわしく、ほぼ2頭身であることや愛くるしい表情と体型に特徴を持たせたデザインを重視したことで今の着ぐるみとなっています。「はなみちゃん」のかわいらしい表情や色合いなどにより、女性や小学生を中心に好評をいただき、町や各種団体が開催するイベントにこれまで50回以上登場しています。今後も多くのイベントに登場したりひとりで行動できるようにするため、前回の質問でも答弁したとおり、現在のデザインをある程度保持し機動性を向上させた着ぐるみを町で製作していきたいと思っております。

3点目、オブジェの関係です。キャラクターによる歓迎についてはことしの桜まつりでは毎日のようにお出迎えを行いました。また、役場庁舎でも出入り口には大きなキャラクターのポスターを張っており、キャラクターを活用して来庁者を明るくお出迎えするよう努めております。議員提案のオブジェ設置もさらなるキャラクターの活用手法の一つとして考えられますが、まずは動きのある「はなみちゃん」の活用を推進していきたいと考えております。

4点目、「はなみちゃんマット」でございます。役場庁舎出入り口にゆるキャラ入りのマットを設置すれば来庁者を明るくお出迎えし、また、町外者に花のまち柴田の知名度アップに大きな効果が期待されます。早速ゆるキャラ入りのマットの設置に向けてレンタル業者と設置費用、その後の管理費用について協議してまいります。

5点目、プロジェクトチームの進捗状況です。町職員を中心に町商工会や社会福祉協議会などの若手職員8名で「はなみちゃん」のイラストデザインや着ぐるみの活用方法を多数提案していくワークショップを編成したところです。このワークショップは実際に着ぐるみを着て活動することではなく、若者の新鮮で自由な発想を取り入れて実現可能な提案を多くしていただくことを目的としております。活動期間は9月まで予定し、提案された活用方法については町民の皆さんや企業、商店、団体等においても活用いただくよう公表していきたいと考えております。

6点目、町の知名度を高め観光客などの交流人口をふやすことがタウンセールスの目的です。そこで、魅力的かつ効果的に町の魅力を発信、宣伝するために考案したのがキャラクター「は

なみちゃん」です。柴田町の持つ地域資源と一体的に柴田町のイメージ戦略として考えてまいりますので、キャラクターを積極的に活用していきます。昨今のいわゆるキャラクターブームは確かに自治体にとってもチャンスとなっていますが、一方ではブームにあやかった中身の無い宣伝活動であり、長続きしないとの指摘もあります。議員のご指摘のとおりキャラクターの活用が一過性のものにならないよう取り組んでまいります。観光物産協会においては、町ではできないキャラクターグッズの販売を補っており、現在も新商品の考案について検討しているところでございます。また、若手職員からの提案も今後商品づくりに取り入れてもらえるように働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 平間奈緒美さん、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） まず、自転車関連のことについて質問いたします。

県内の交通事故の発生率は特に自転車に関しては年々減少しているという結果が出ていることは間違いないんですけども、その中で減少しているからといっていいことではなくて、その減少をさらにゼロに近づけるためにどうしていくかということがやはり考えていかななくてはいけないことだと思っております。特に小学生の事故、これは県内問わず全国で小学生の事故、中学生の事故、高校生、高齢者の事故がふえてきているということも考えられます。その中で事故の多いというのは、子供たちが一番多いのはやはり安全を確認しないで急な飛び出しをする、一時停止をしない、右側通行をする、信号無視といった交通ルールをきちんと守らないという事故が非常に子供たちの中では多いのかなと思っております。

特に、宮城県警で出している事故の発生件数によりますと、やはり10代の事故が多くこれには結果が出ているんですけども、町として先ほど町長の答弁にもありました交通指導安全教室については、各団体、関係団体によって年1回の学校が5校、年2回の学校が1校とあります。学年によってその交通安全の教室の指導の仕方も違っていきますよということで説明ありましたが、もう少し子供たちの安全なことを示す意味でも、この安全教室についてふやしていくべきだと私は思うんですけども、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

実は柴田町で自転車事故が多いのが、実は小中学生ではなくて高齢者、成人の方たちがもうかなり多く割合を占めているということです。要は保護者の皆さんの姿を見て子供たちがそういうようなことにつながるのかなというように、町としては今街頭指導の中で高齢者、

そしてあとお父さん、お母さんというか、成人の方たちにやはり交通ルールのマナー啓発を力を入れてやっているというような状況です。当然、交通ルールのやり方というか、啓発についてはいろんな機会を使ってやらなければならないと考えていることは現実ですが、なかなか一過性というようなことがありますので、それを体で覚えるような形で指導するには今のところちょっと大きな課題があるというように認識しております。

○議長（加藤克明君） 質問、はい、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 大人である私たちがしっかりとした交通マナー、特に信号無視、交差点でとまっているとある程度の年齢の方も平気で信号無視をしていくというのを多々見かけることもあります。そういったのを子供たちも見るとまねをしてしまうというのは、課長のおっしゃるとおりだと思います。でもね、子供たちの中でもしっかりとした交通ルールを守ること、特に免許を持っている大人がしっかりとした指導をしていくことで、子供たちにもそういったつながるそういった交通安全に対する啓発ができていくのだと思っておりますので、ぜひ大人の方向けにも交通安全教室、安全教室というか、そういったリーフレットだけではなかなか啓発にはならないんでしょうけれども、そういったものも含めてやっていただきたいと思います。

あと、今町内の危険箇所と言われている交差点に、県の方ですよね。県から来ている方が札を持って立っています。特に仙台大学の前の新栄通の信号のない広い交差点、あそこでは常に立っていただいているんですけども、お話を聞くと自分たちが立っていることで抑止力になっているということで、学生の皆さんも交通ルールを守っていく。その場だけなんでしょうけれども守っているという現状もありますので、そういったものも県と協力して進めていっていただきたいと思います。こういった活動は県で今やっていますけれども、町として今後そういう指導隊の方をふやしていくとかそういった考えはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

実は今我々のほうで交通指導隊ということで毎朝通学路に指導隊の皆さんを配置させていただいておりますが、なかなか新たな隊員がふえてきておりません。今こういうような形で隊員の増員をどうするかという形で地域のほうに相談を持ちかけているんですが、なかなかその協力まで結びついていないというのが現実です。その中で今我々のほうで考えているのは、先ほど町長の答弁でも言いましたように、出前講座ということで特に自転車の乗り方、交通ルール、これを特化するような出前講座を来年つくろうと、創設したいというようなことを考えております。これには当然有資格者がおりますので、この有資格者の育成をことしできるかどうか

かということで警察のほうに相談を持ちかけておりました。

実は、自転車安全教育指導員研修というものを県の交通安全協会で年1回試験受講があるという情報を聞きました。この方たちの役割ということで自転車の乗り方とか交通安全、こういうようなものの指導ができるということで認定しておりますので、ぜひ交通指導隊、通学のと きだけじゃなくて日中もこういうような形で活動配置ができるかというようなところで、この指導員研修に受講生として今後計画的に配置をして、朝夕とあと昼間と、こういうような形で バランスよく交通安全の啓発に努めていきたいなという計画で、ことし後期に向けてその計画 を詰めていこうというような段取りでおります。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ぜひ進めていっていただきたいと思います。これには大体何名ぐら いを考えているのか。指導隊の皆さんを全員なのか、それともさらに新たに募集をかけてこの指 導者の方を選抜というか、研修していただくのか、伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今現在11名の町内に受講者というか、認定された方がお ります。交通指導隊員は1名しかこの資格を持っていませんので、全員にこの自転車安全教育 指導員研修を受講していただくというような形で考えております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。はい、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） わかりました。

それでは、ハード面というか、そういった教育的なものを全町挙げて交通安全に関してやっ ていただくということなんですけれども、次に教育委員会のほう、教育長に伺いたいと思いま す。町で先ほども言いました各学校で安全教室、学年ごとに低学年は交通安全について、中学 年以上に関しては自転車の乗り方について、中学生に関しては携帯とか犯罪に関することとか いうことを大河原警察署のほうで行っているという答弁がありました。これ、やはり年1回 というのはちょっと少ないような気もするんですけれども、特に夏休み明け、今ちょうど2学 期が始まって子供たちも毎日元気に学校に行っていますけれども、特に大きな休みのとき、夏 休み、冬休みのときにこういった教室は行われていると思うんですけれども、それを年1回で はなくて町を挙げて柴田の子供たちに交通ルールを、しっかりとした交通ルールを守らせてい く意味で回数をふやしていく方向が私はいいいと思うんですけれども、教育長の考えを伺いた いと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 交通安全指導のことだけを考えれば、そのような方向も大変大切なことであるし、また、回数をどんどんふやしていくというのは非常に効果的であり、また、有意義なことだというふうに思うんですが、実は学校の今の課題は学力向上もありまして、行事の精選というのが非常に大きな課題になっているんです。ただ、そうはいつでも運動会、修学旅行、なかなか減らせない。しかもそれに対して1つの行事を行うのに何時間も何時間も、特に小学校の場合には事前指導というのが必要なんですね。それらが全ていわゆる教科の指導時間をその場合によっては取り崩して行うとか、そういうのが実態にあるんですね。ですから、やりたいというのはやまやまなんですが、なかなかそういったところの行事的なものというのは今のそれぞれの学校が取り組んでいるのが現状なのかなというふうに思います。

なお、ちょっとつけ加えますと、各学校では行事的な体験的な交通安全教室だけじゃなくて、各学級で学級担任の先生が実は小学校も中学校も「わたしたちの安全」という副読本を持たせているんです、子供たちに。担任がそれを用いて教室で年間を通して計画的に座学になりますが指導しているということです。私も教員の経験がありますが、よく子供たちに実際に事故の起きた現場の見取り図のようなものを自分で作成して学級活動の時間に「こんな事故があるんだよ」と、どこが歩行者の問題であり、そしてどこがその運転者の問題なのか、いろいろ考えて、あるいは気づかせる。そういったその授業を通して交通安全指導もしておりますので、いわゆる体験的な行事的な指導だけではないのだということもご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 学校の現状は授業、それと各学校での行事等も非常に多くなっていますし、子供たちのそういった指導で時間をとられるというのも非常にわかって、先生方も大変なご苦勞をされているのも非常にわかります。だからこそ夏休みとか、そういったところに例えば町の交通指導隊の方、警察を含めて夏休みを利用してそういった活動をしていくべきだと思うんですけれども、授業の中、学期中の中ですていくのはどうしても限りがあると思うんですね。限度があると思うんです。やはりそういった長期の休みを利用して行っていくこと、あとは紙の上でももちろんやることも勉強だと思いますけれども、体験をする、あとは例えばよくある車がぶつかっているのをその場で見るとか、いろんな体験方法もあると思うんです。実際に子供たちも怖い思いをしないと覚えられないというものもあると言ったらちょっと語弊もあるんですけれども、そういったものを目で見るということも非常に大切だと思うんですね。夏休みを使

ってそういった体験をもう少しふやすということは考えられると思うんですけども、授業中というか、学期が始まっている中ではなく、そういった長期の休みを利用してぜひ行っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。では、教育長。

○教育長（阿部次男君） 夏休みにということですが、確かに1つの方法かなというふうに思います。ただ、実態としてはこれまた多分お聞き及びかと思いますが……、そういえば広報しぼたに今回学校のことについて記事を載せていただきました。特集号としてです。あそのところ、見開きの左側のページにあるんですが、学び支援コーディネーター事業というのを夏休みに行っておりまして、学び支援員というのをお願いをしまして各小中学校に教育委員会のほうから指導者を派遣して、子供たちの学習会をやっているんですね。今は夏休みがなかなか子供たちにとっても忙しいといえますか、中学生なんかはそれに加えて部活動もしなくてはならない。さまざまな活動がたくさんあるんですね。そういった中でこの交通安全教室的なものが実施可能かどうか、これから校長会等で少し議論をしてみたいというか、検討をしてみたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） はい、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ぜひ子供たちの安全を守るという意味でも、そういった活動をしていただきたいと思います。子供たちが忙しいのも先生方が忙しいのも十分承知しております。その中でお願いというか、子供たちに本当に危ない目に、実際私もこの前土手内の踏切のところ、小学校から来る土手内のあの踏切のところですね。あそこちょっとこう山というか、なっていて、そこで子供が急に飛び出してきて、ちょっと坂になっているのでスピードついたんでしょうね。もう思い切りこう出てきたところがあったんです。たまたま徐行していたので子供も見えましたし、そういったところで危ないなということがありましたので、ぜひ子供たちにもそういった教育をお願いしたいと思います。

そして、交通公園について、先ほど教育長の答弁でもそういったのがなかなか難しいという答弁がありました。交通公園に関しては角田市にありまして、私も子供が小さいときによく連れていきました。今でもちょうど夏休みだったということもありまして、若いお母さんたちが子供を連れて実際の信号を使ったり、踏切を使ったりしていることを実際に子供に学ばせているというんですか、してありました。先ほど町長の答弁でも今後進めていったらいいのではないかと、既存の公園を利用してということがありました。ぜひ進めていっていただきたいと思います。単独、特に公園単独だけではなくて、その角田にあるのは体育館、総合運動場、テニ

スコートなど周囲にはさまざまなスポーツ施設がありますし、交通公園だけではなくて、中庭には遊具もしっかりと整備されております。ぜひそういったのを整備していただきたいと思います。

ちなみに、まだ全然これからなんでしょうけれども、どういったものを考えているのか、今ちょっと計画がある段階で伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 具体的にはどのような施設というようなのはまだ検討しておりません。先ほど町長答弁したように、我々のほうにおいては仙南自動車学院の交通施設、それを賃貸するなり、あいている時間を活用するなり、そういうような連携をとりながら、まず子供たちの啓発活動、実践活動を支援していきたいというように考えております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） そうですね。町内にはそういった施設もありますので、そういったところをお願いをしてやっていただくのが一番早いのかなと思いました。ぜひ進めていただきたいと思います。

子供たちの教育に関することなんですけれども、前回の質問の中で、自転車の運転免許は特に必要ないということの答弁があったんですけれども、今現在、結構各自治体では自転車に対する取り組みについていろいろな取り組みをしているところもあります。前は荒川区も紹介されました。自転車のルール、マナーを向上させようということで、子供たちに自転車の乗り方をマスターするというので免許を持つ。免許があるということで子供たちの交通安全に対してのルールというか、それが啓発できるのかなということでやっているところもあります。そして、宇都宮市では、自転車安全利用教育コーナーというのがありまして、「自転車交通安全クイズにチャレンジ」というものがありまして、クイズ形式で子供たちに自転車について、交通ルールですね、を学ばせるというものがありました。ちなみに、質問は11問……、済みません、13問あるんですけれども、質問の内容は「自転車を運転するとき、道路がすいている場合や広い場合でも併走することは違反である。○か×か」、わかりますか。どちらでしょうか、町長。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 失礼しました。併走ですか。はい。併走は恐らくバツでしょう。

○議長（加藤克明君） 質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 併走はバツなんですけれども、併走することは違反であるということ

で丸ということなんですね。「違反である」なので。済みません。これに違反すると、2万円以下の罰金または過料ということになっております。これは自転車に対する車両という扱いですので、しっかりと違反切符を切られるということにもなりますよね。

あともう1問だけ。よく聞いてください。「自転車を運転しながら携帯電話を使用することは道路交通法違反である。○か×か」。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 違反であるというふうに思います。自動車でもそうなので、当然車両法に入っている自転車なので、自転車も違反だというふうに推察いたします。

○議長（加藤克明君） はい、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 済みません、正解です。丸です。携帯電話を使用しながら自転車を運転してはいけません。これは当たり前のことですよ。携帯電話の使用については道路交通法において明確に禁止されていませんが、片手運転、脇見運転など危険な行為のため警察官から指導、警告の対象となります。この状態で事故を起こすと結果的に安全運転義務違反と問われる場合がありますということで、これも違反すると3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金ということになっております。

宇都宮ではこういったただ「危ないよ」ではなくて、自転車も車両の一部だということで車両としての罰金刑やそういったものもしっかりと明記されております。ぜひこういった簡単、簡単にと言ったらあれなんですけれども、子供たち、特に大人も含めて安全な交通環境に向けて取り組んではいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 対象となる対象者、町民全員というようなことでいろいろと安全教室とかそういう街頭指導とか、そういう機会がありますので、ぜひそういうようなクイズ形式のやつもその場、その場で使いながら、交通ルールの認識を再度高めていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 質問、はい、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ぜひこういった簡単なクイズ形式だと皆さん簡単に取り組むこともできますし、子供たちもおもしろく、もっとこれはちょっと難しいものなんですけれども、子供たちに向けて簡単なクイズ形式できるように進めていただきたいと思います。

国では、平成24年の11月に国土交通省と警察庁で安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインというのを出されております。これはご存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然、警察のほうからも公安委員会からも届いております。

○議長（加藤克明君） はい、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） これには自転車についての交通マナーについてや道路整備について詳しく書いてあります。ぜひこういったものも国でしっかりと自転車事故が非常に多くなって、簡単なものだからこそ危ないというのがありますので、しっかりと町として計画を立てていただきたいんですけども、今現在柴田町で自転車に関する総合計画的なものはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には町道計画の中でそのような場所がとればというようなことですが、具体的にはその自転車専用というようなところの計画はまずありません。ということでお答えしておきます。

○議長（加藤克明君） はい、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ぜひこういったものも出されておりますので、もちろん道路整備だけではなく、交通ルールに関してもさまざまな提言をされておりますので、ぜひこういったものを計画を立てていていただきたいと思います。

仙台市でも、仙台市自転車利用環境総合計画というのを平成25年7月に出しております。これもこの国土交通省から出している提言をもとに作成している仙台市で独自のものなんですけれども、柴田町でもやはり自転車計画に対してはこれから大きな課題となっておりますので、ぜひ総合計画的なものをつくっていただくよう検討していただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 参考にさせていただきたいと思います。ただ、実は町内ご存じのように道路の幅員がまず小さいと。仙台に比べてですね。計画的にここをどうするという以前に、町道整備を優先にしなければならないものですから、まずこの総合計画を念頭に置きながら今後の自転車の環境整備は図りたいとは思いつつ、町道整備との連携も重要なことというふうに思っておりますので、その辺都市建設課と話し合いをしながらちょっと状況を見つけていきたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。はい、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ぜひ担当課でも、これは全庁またがること、道路関係、交通安全ルール、全てにまたがりますので、ぜひ連携を深めて一日でも早くそういった整備ができるようにお願いして、大綱2問目に移ります。

「はなみちゃん」関係は前回2月に質問したばかりですので、町のほうでも担当課のほうでも大分ご苦労されていると「はなみちゃん」をどうPRしていくか、さらには町をどうPRしていくかということでご苦労されていると思います。ちなみに、「はなみちゃん」の役割についてなんですけれども、「はなみちゃん」はタウンセールス、柴田町をPRしていくキャラクターで再確認させていただきたいんですけれども、柴田町を全国にPRしていくキャラクターでいいのか、それとも今町でも情報をいろいろ発信しておりますが、その情報発信のキャラクターでいいのか、それについてちょっと伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には「花のまち柴田」のタウンセールスを主体的に進めるための媒体というふうな形で制作をさせていただきました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） わかりました。現在、「はなみちゃんブログ」でも毎日ブログアップされております。花の紹介も非常に多くて、「あ、こういう名前だったのね」とかというのも非常に私も花の名前が覚えられてうれしく感じております。ぜひこういったブログも活用しながら「はなみちゃん」をどんどんPRしていただきたいと思いますと思いますが、このブログ、実際にコメントとか見ていると、常にゼロとか見ていないのかなと思うんですけれども、実際に担当課としてもし大体どのぐらいの閲覧があるのかわかっていれば伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 申しわけありません。ちょっとデータのそこまでは把握しておりませんでした。ただ、実際的にはブログの閲覧というものの件数はパソコン上での検索は可能というふうになっておりますので、改めてその辺は答えをさせていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 私は毎日見しております。とても非常に役立つ情報がいっぱい載っておりますので、ぜひ皆様も「はなみちゃんブログ」を見ていただければなと思います。

そして、前回住民票なんかもすぐ作成していただきまして、「はなみちゃん」もやっと柴田町の住民になれたのかなと思っております。そして、その「はなみちゃんが」やっと各企業で

も利用されることになって、ダスキンのレンタルマットも検討していただけるということなんですけれども、実際うちでもダスキンのレンタルマットSサイズを5月から借りております。なかなか2週間に一遍のレンタルなので月にすると3,000円ちょっとかかるんですけれども、ぜひ町の施設で柴田町のオーダーメイドになっておりますので、ぜひこういったものも活用してどんどん「はなみちゃん」をPRしていただきたいと思います。

あとは「はなみちゃん」のバッジ、ミニタオル、あとありますよね。そういったものは今現在交流館と太陽の村で発売していますけれども、これはここだけでしか買えないということはないのでしょうか。それとも、例えば町内のお店に協力依頼をして、そこで売っていただくということはできないのでしょうか。商工観光課に。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 今現在、「はなみちゃん」グッズについては太陽の村と船岡城址公園の物産交流館で販売、2カ所のみ販売となっております。なかなか山の上で求めにくいというような点もありますので、町内で協力していただけるお店があればぜひ協力していただけるように物産協会と協議していきたいと思っております。

そのほか、出店も含んだイベント関係、例えばTBCの夏まつりとか、藤崎の県内ゆるキャラグッズ販売会、こういうところに出張販売をして販売はしているというようなところでございます。

○議長（加藤克明君） 質問、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ぜひ町内のお店をお願いして売っていただければなと思います。やはり山で売っている、太陽の村で売っている、交流館で売っているということで、そこに行けばいろいろほかの品物も買っていただけるということもあるんですけれども、町内で買えるということ、特に今だと駅の構内によくむすび丸グッズがいっぱいあったりとか、そういったものもありますので、駅なんかにも、駅の売店なんかにも声をかけていただければなと思うんですけれども、そういったのはもしできないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 駅の場合、町の中心にあたり、人通りが多いということで、可能性的には駅の売店なんかの方がよろしいのかななんて思います。ただ、グッズ自体が大河原町のグッズと比べると、柴田町の例えばピンバッジなんか50円安いような状況で販売しております。なかなかお店に依頼してもその利幅がなくなってしまうということで、なかなか前にも町内のお店ということで検討した経緯はあるらしいんですけれども、値段の問題もありまして

なかなか引き受けていただけなかったというような状況もあるようでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 今値段の話が出たんですけれども、やはり「さくらっきー」のピンバッジが250円なんですよね。ストラップが350円、「はなみちゃん」は200円、ストラップが300円で売っているんですよね。やはりそういったものであると思いますが、ぜひ「はなみちゃん」イコール柴田町ということのPRにもつながりますので、ぜひ各お店のほうにも特にJRの中のコンビニですか、に依頼をお願いしたいと思います。

時間もあれなので、プロジェクトチームについて伺います。プロジェクトチーム8名ということですが、男女比はどのぐらいになっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 女性が3名、男性が5名という配置です。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。はい、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 9月までだということなので、9月までにある程度の「はなみちゃん」をどうPRしていくか、そして柴田町をどうPRしていくかということで、わかりましたら例えば何かでブログとかいろんな形態で、私たち議会、もちろん税金を使わせていただいているものでありますから、進めていくとあると思うんですけれども、ぜひそういったものも経過報告なども含めてお知らせいただきたいと思いますが、それは可能でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今ワークショップの中でいろんな活用、提案をいただいております。約50件ほどですね。今それを整理しながら9月のまとめに向けたというようなことで活動しております。当然、先ほど答弁でお話ししましたように、これについての活用は拘束するものではないものですから、ぜひ公表なり中間というようなことでも何らかの形で町民の皆さんに目につくような形でお知らせはしていきたいと思っております。

ただ、最終的にはいろんな町として一つの考え方を統括させてまとめさせていただくのに、9月というようなことで時限を切って活動していますので、その時間までお待ちいただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） わかりました。ぜひせっかく若手の方、若い方のこれからの柴田町の若い方に運命がかかっていると言ってしまうたら大げさになるかもしれませんが、ぜひ柴田町は私は本当に全国にPRしていきたいし、どこに行くのにもピンバッジ少し持って歩い

ております。町外の方に見せて「かわいい」と言っていただいたら、もうおあげしているような感じですので、ぜひそういった意味で全庁挙げてはなみちゃんのPR、そして一過性のものにならない、日本人特有の一過性のものにならないような展開をしていていただきたいと思っております。これは要望です。ぜひお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて6番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

次に、5番斎藤義勝君、直ちに質問席において質問してください。

〔5番 斎藤義勝君 登壇〕

○5番（斎藤義勝君） 5番斎藤義勝です。それでは、大綱1問質問いたします。

2015年度以降の介護サービスのあり方について。

8月初旬の新聞で、2015年度からの第6期介護保険事業計画で介護保険認定基準の見直しについて要支援1・2の認定者を介護保険サービスから切り離し、段階的に市町村の事業に移すということが、社会保障制度改革国民会議の最終報告案に提出されたと報道されました。

今年度中に65歳以上の高齢者人口が3,200万人程度で国民総人口の約4分の1に達し、さらに2025年には3,700万人、2035年には3人に1人が高齢者という超高齢者社会が迫ってきています。中でも深刻なのが、団塊の世代が75歳に達したときに、ちまたで騒がれている2025年問題です。第1号被保険者の中の75歳以上のいわゆる後期高齢者は2,300万人になると言われております。

柴田町では、昨年末時点で第1号被保険者が9,215人、要介護認定者は1,326人、14.4%であり、今後医学の進歩により平均寿命の延伸とともに不健康な期間も延びることが想定されます。医療・介護に多大な負担がかかるのを抑えるためにも、平均寿命を延ばす以上に健康寿命を延ばすことが重要であると思っております。介護サービス問題は真摯に向き合って取り組むべき課題であると思っております。そこで質問いたします。

1) 健康寿命が延び平均寿命との差が小さいほど、寝たきりや介護の必要な期間が短くて済むが、現在の日本人の健康寿命を何歳と見ているのでしょうか。

2) 65歳以上で現在は自立しているが要支援・要介護になる可能性のある人、つまり2次予防事業対象者が要支援認定者にならないための対策、受け皿は。

3) 2006年度に認定基準が変わり、要支援が2段階の1と2に分けられました。要支援1の方がほとんど要支援2になったと言われております。要支援1は身だしなみや掃除などの身の回りの世話に手助けが必要で、立ち上がり、歩行、移動の動作に支えが必要となるときがあり

ます。この中には認知症も何人かいるはずです。

このように、思った以上に苦しい立場に置かれている要支援1・2の認定者は、2015年度に改正した場合何人とみられるでしょうか。また、いわゆる「要支援切り」になった場合の町の対策は。

4) 要支援認定者向けの事業費は年間約4,200億円で、その中に国の税金1,000億円が投入されておりますが、補助金という名目に変更し国が示した補助事業のメニューの中から選択するようになると、選択肢が狭まり質の低下が懸念されるが、いかがでしょうか。

5) 「要支援切り」により要支援認定者の自己負担の増大が憂慮されます。その対策はいかがでしょうか。

6) 宮城県に財政安定化基金がありますが、現在幾らあるのでしょうか。今まで柴田町はこれを利用したことはあるのでしょうか。

7) 2015年度以降の要支援認定者への介護サービスが市町村の間でばらつきが想定されますが、その対策はいかがでしょうか。

8) 要支援1・2の人を地域での支え合いや介護ボランティアの制度化だけで支えられるでしょうか。

9) 「要支援切り」により国の補助メニューが増大すればマンパワー対策が必要と思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 斎藤義勝議員、介護サービスのあり方について9問ほどございました。順次お答えいたします。

1点目の平均寿命ですが、平成22年の健康寿命における将来予測と生活習慣病対策費用対効果に関する研究によりますと、男性平均寿命79.65歳に対し健康寿命70.4歳で差が9.25年、女性は平均寿命86.39歳に対し健康寿命73.78歳で差が12.61年となっております。

2点目、町として介護予防の観点から要介護にならないように、また、要介護になったとしても重度化しないようにと介護予防に取り組んでおります。例えば、現在高齢者の引きこもり対策としては自立者支援通所事業の「春風」や「ランチを楽しむ会」の支援を実施しています。また、運動機能低下の予防として、玄米ダンベルやノルディックウォーキングサークルの支援を実施しています。また、今後介護が必要となるリスクの高い高齢者である2次予防事業対象

者には、運動教室や口腔機能栄養教室を実施しています。さらに、町の出前講座にあつては地域包括支援センターと連携し、年間20回以上の講座で要介護になる原因の説明とその対策など、具体的な内容の介護予防の出前講座を実施しています。また、憩いの日のリーダー研修に際しては介護予防の研修などを実施し、介護予防の普及に努めているところでございます。

3点目、第5期介護保険事業において西暦2014年、平成26年度の要支援1の認定者は81人、要支援2は186人で、要支援認定者は合計で267人と見込んでおります。2015年の要支援認定者数の推計は今のところ算定しておりませんが、10人程度増加するものと思われまふ。その対策につきましては、要支援認定者の介護予防給付からの切り離しによって段階的に市町村への事業の実施が見込まれていますが、第6期事業計画期間に合わせて厚生労働省がその事業の内容を検討しているところであり、詳細な内容がわからないものですから、検討ができないでいるところでございます。

4点目、要支援認定者への介護予防給付が保険給付から市町村が実施する補助事業となり、事業の内容から市町村が義務的に実施する事業と選択する事業になるものと思われまふ。そのため、現在の介護予防給付の訪問介護やデイサービスなどの介護事業所が実施しているサービスの選択肢が少なくなるなど、これまで同じように要支援認定者が介護予防給付を受けることができなくなると考えております。また、質の低下が懸念されることについては、現在の要支援認定者に対する介護予防給付は新規の事業になろうかと思われまふので、事業導入から事業所と連携し、質の低下にならないよう指導してまいりたいと考えております。

5点目、要支援認定者の介護予防給付費については、第6期計画期間においてどのようなサービス体系になるのかわからない状況です。介護予防給付から町への事業になる見込みから、今後要支援認定者の負担がどのようになるのかわからないものですので、個人負担の増大についての判断は現在の段階ではできないのでご理解をお願いします。

6点目、平成24年度から第5期計画期間の介護保険料の上昇を抑えるため、財政安定化基金の取り崩し、負担市町村に3分の1を配分した結果、平成24年度末現在の宮城県財政安定化基金の残高は14億559万1,562円となっています。また、これまで町では介護保険特別会計の不足額が生じていないため、同基金を利用したことはございません。

7点目、2015年度以降の要支援認定者への介護予防サービスは市町村の補助事業になることが想定され、義務的補助事業や選択的補助事業がその市町村ごとのニーズにより選択することになるものと思われまふので、市町村ごとにばらつきが生じることもあるものと思われまふ。町としての対策につきましては、介護予防の重要性を認識しておりますので、改正後の事業内

容等を検討しながらできる限りの対策を講じてまいります。

8点目、要支援認定者を地域での支え合いや介護ボランティア制度では現在の介護予防給付である訪問介護やデイサービスが実施できないので、ボランティアなどでは無理と考えます。やはり新規事業の（仮称）地域包括推進事業において現在の介護予防給付と地域支援事業を合わせた総合的な事業の導入を行い、介護予防給付的なサービスが必要になるものというふうに思われます。

9点目、2015年度からの要支援認定者に実施している介護予防サービスは、地域のボランティアやNPOなど積極的に地域のマンパワーを活用することになるかと思えます。現在の介護予防給付は大幅に変更されると思いますが、一部は補助事業として介護保険事業所に実施していただくことになると思われるほか、一部事業は介護ボランティア、町の社会福祉協議会、新たに設立されるNPOなどに実施していただくことになると思われますので、NPOやボランティア団体などの設立、運営、研修などに町も積極的にかかわり、要支援認定者への介護予防事業を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 斎藤義勝君、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） ただいまの答弁で、2次予防事業対象者向けの対策の中で、一応やるのが先ほど町長は通所型の対策ということはご返事いただいたんですけども、一応私が思うには、この2次予防者の人数把握ですか。これが一応対策として必要と考えられると思うんですけども、この辺いかがお考えでございましょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

2次予防者の対象者の把握についてのご質問でございます。これについては今中学校区単位に全町1回にということではなくて、中学校区単位に3年に一度、1中学校区単位にいわゆる65歳以上の方を対象に基本チェックリスト、生活機能のその程度を判断するチェックリストを配って回収しております。それで、回収しながらハイリスクの方には2次予防事業の口腔機能教室とか、また、運動教室等への参加を呼びかけていると。数字的なものですが、平成24年度榎木中学校区行っておりますけれども、配った65歳以上の方が2,820人おるわけですが、そのうち基本チェックリストを回収できた数が1,475、そのうち機能低下が見られた方が379人ございました。いわゆるその1,475から見れば379、25.7%ぐらい、4分の1の方がハイリスクと言いますか、2次対象予防というふうに捉え方をしております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 2次予防対象者が24年度実施の場合で379人とあったんですけれども、先ほど課長の答弁で基本チェックリストをやっているとお聞きしたんですけれども、これは対象者に郵送か何かしているのでしょうか。それとも、強制ではないわけですね。その辺の具体的にお答えいただきたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

基本チェックリストの配付については郵送でございまして、回収も郵送で回収しております。回収率が52.3%、半分ぐらいなんですけど、回収率、その中で機能低下が見られた方が先ほど申し上げた数字、そこでパーセントで類推していくと4分の1ぐらいの方が対象かなというふうに分けております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○5番（斎藤義勝君） はい、わかりました。それでは、先ほど要支援1・2の回答をいただいたんですけれども、町のほうでは恐らく要支援切りとなった場合に、私が質問の段階でお話ししましたように、この要支援というのは2006年以前は要支援だけに区分けされていたわけですね。それで、現在は要支援1と2になっておりますけれども、これはまとめて対策を考える予定なんですか。それとも、もう要支援1・2は一緒として取り扱うというか、そういう意向なんでしょうか。その辺お伺いしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

要支援1・2については、給付の種類として介護保険の予防給付ということで給付しておるわけございまして、その給付の形態からすれば要支援1・2は同じものと、同じ区分という捉え方をしております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） では、同じと一応捉えて考えてよろしいわけですね。はい、わかりました。

それでは、続きまして、要支援向けの事業費が国のほうで年間4,200億円今まで使っておりますけれども、そのうち税金1,000億円が投入されているということでございますけれども、これが町のほうで2015年度以降は町のほうの選択事業になると。そういった場合に、一応その

町独自の案というのが考えられると思うんですけども、これは例えば先ほど町長の答弁でボランティアとか、ボランティアだけではだめだと。あと、NPOとかそういうのも活用しないといけないということでしたが、その中に一応提案というか、あれなんですけれども、例えば行政区ごとに助成金を出すとか、そういうことは一応考えられないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

先ほど介護予防給付の経費の中で国が1,000億円負担していると。それは現在の仕組みの中でルール上の負担割合からしてそういう金額ということでございます。保険事業ですので保険料が本人負担1割除いた残りを国が2分の1ですね。その公的負担の2分の1、その残りを県と町がそれぞれ4分の1ずつ負担すると。4分の1、2分の1、そうですね。したがって、トータルで4,000億円のその介護予防給付費の中で国の負担割合からして1,000億円という数字がそういうことでございます。これを今の制度改革、国のほうで議論されておりますが、保険給付から市町村事業へ移行しようという考えでまとめ作業が今現在行われているんですが、そうなりますとその1,000億円が国の市町村事業にそのまま来るかどうかは、これはまだ現在のところは不透明でございます。現在の介護予防給付の事業メニューがそのまま市町村事業になるのかもまだ不透明でございます。多分お答えでも申し上げますとおり、義務的事業、また、選択的事業ということでのメニュー方式でその中から市町村がその地域の特性とかニーズ等を見合わせながら事業を選択して、国の補助金を仰ぎながら制度設計、事業実施を行っていくということだというふうに思っております。

したがって、介護予防給付というのはいろいろございます。よく議論されているボランティアとかNPOでその分を支えてもらおうという意見もあるんですが、それが全てではございません。その事業のサービスの中の一部がそれに該当するのかなというふうに思うわけで、他のその現在行われている予防給付については専門の事業所なり、または有資格者で行われるサービスが結構あるわけでございます。そういうことも含めて、国からまだこれからの行程表からすれば国民会議を受けて社会保障のその審議会の介護保険部会で年内にその整理まとめをします。それを受けて来年の通常国会に介護保険法の改正案が示されると。それを受けて市町村に説明等があつて、翌年度、私どもで言うと介護保険の第6期の事業計画期間になるんですが、平成27年度からの事業計画の中に段階的に反映していくという作業でございますので、その行政区に補助金等については、今国のほうで議論されているものについてはまだまだわからないと言いますか、そういう現段階でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） ありがとうございました。

次に、要支援切り、要支援1と2の人が対象になるんですけれどもね。この人たちが今まで負担していた金額といいますと、要支援1の人が最大で一応5万円のサービスを受けられていたわけでございますね。そしてあと、要支援2は10万円分と。これだけのサービスを1割負担で受けられておりましたから、要支援1の人は自己負担が5,000円、要支援2の人は1万円で済んでいたわけです。今度、この要支援1・2の人はじゃあどういう人が対象かと言いますと、私が思うにはほとんど自力では家から出ることが不可能な人ではないかと私は思うんです。ただ、この2015年度から要支援切りになった場合に、この人たちはやはり今までと同じサービスを受けたがると思うんです。そうすると、負担金が今度出なくなると思うんですけれども、最大要支援の1の人で5万円、要支援2の人で10万円ということが一応考えられると思うんですね。それで、この辺について一応町のほうではどういうふう負担軽減策とか、そういうのは考えているか、お答えをお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

ただいま議員挙げられた数字については、要介護状態の区分による1カ月の支給限度額でございまして、確かに要支援1、要支援2、それぞれ約5万、10万の限度額があって、本人負担が1割というのが現在の保険予防給付のあり方でございます。

これが今後見直し、改革されて市町村事業に移行した場合、果たして本人負担がどの分になるか等については、これは先ほども申し上げているんですが、内容的に国からまだ示されている情報等もございませんので、不透明なところということでわからないと。ただ、その負担がなしというふうにはならないものというふうに思います。負担は市町村事業でも利用者負担はあり得ると。ただ、その水準が限度額なり、本人負担の割合等については今後国からの制度改正後の情報提供を待っていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） わかりました。それでは、できるだけ自己負担がふえないように、そういう対策をしていただきたいと思います。

続きまして、先ほど町長の答弁で、要支援1・2の人を地域の支えや介護ボランティアだけで支えられるかとお聞きしました結果、それでは無理だというふうになったんですけれども、一応それについての今考えられる、まだ具体化はしていないでしょうけれども、一応福祉課の

ほうではどのように考えているのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

現在、要支援の方に対するそのサービスの一番大きいのが、介護予防通所介護、いわゆるデイサービスセンターに通っていただいて、入浴、排泄、食事等介護、また、機能訓練等を行うサービスが一番多く、経費的にも約全体の半分ぐらい、保険予防給付の半分ぐらいが占めております。あと、介護予防訪問介護が件数的には次に多いのは訪問介護、自宅にそれぞれの専門有資格者が訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活の支援、そういうものを行っているのが訪問介護と。その中の訪問介護の中に生活介助というものがございます。身体介助と生活介助、大きく分けてですね。身体介助は排泄とかのお世話とかするわけなんです、その生活介助というの一番多いのがその中では掃除なんです。掃除が一番サービスの中で占める割合が多いと。あと、買い物とか、いわゆるうちの中の家事にわたるものがその分野と。その分野においてであれば、有資格者でなくてもボランティアの力をかりて、NPO等の力をかりながらその分のマンパワー不足を補ってもらえるのではないかなという感じはしております。これも今後制度改革がどのような方向で示されるかを見ながら、そういうことを考えていきたいというふうに考えております。

ですから、NPO、ボランティアが無理という、全体的には無理なんです、専門のサービス事業所なり、また、一部その分野によってはボランティアなりNPOの力をおかりすると。地域支え合いももちろんそこに出てくるかと思うんですが、そういうふうに現在のところ考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 一応、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて5番斎藤義勝君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

13時から再開いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

14番舟山彰君、直ちに質問席において質問してください。

〔14番 舟山 彰君 登壇〕

○14番（舟山 彰君） 14番舟山彰です。2問質問いたします。

1. 学校給食のアレルギー対応について。

以前、新聞に、文部科学省が学校給食のアレルギー対応の現状について調査すると載っていた。東京都内の小学校でアレルギーの生徒がうっかり食べてはいけないものを食べてしまい死亡したのがそのきっかけという。その子は、なるべく完食するようにというクラスでの目標に協力するつもりでおかわりをしたという。その新聞には、アレルギー対応は各自治体でばらばらであり、試行錯誤があるという。

また、私が所属する文教厚生常任委員会では、3町合同の給食センター絡みで東松島市と名取市の給食センターを行政視察した。そのとき、アレルギー対応の実情について聞いてきた。

1) 柴田町内の学校ではアレルギーを持った児童生徒は何人いるのか。どのようなアレルギーを持っていて、学校や給食センターではどのように対応しているのか。

2) 給食センターの現在の対応能力はいかに。

3) 柴田町として前述の新聞報道があった後にどのような行動をしたのか。

4) 3町合同の給食センターではアレルギー対応ができると説明があったが、それでは新しい給食センターが完成するまで柴田町としてはどうアレルギー対応策をとっていくのか。

5) 3町合同の給食センター構想ではアレルギー対応についてどのくらい事前の調査を行い、先進地調査なども行っているのか。

2. 発達支援システムについて。

文教厚生常任委員会で8月初めに行った視察研修で、滋賀県湖南市の発達支援システムについて視察してきた。湖南市は、平成16年に石部町と甲西町が合併して湖南市になった。湖南市には障がい者福祉の父と言われる糸賀一雄氏らが創設した近江学園を初め、多くの障がい者福祉施設が設置されている。

発達支援システムの立ち上げは、平成11年に1万3,000人の署名が甲西町長に提出されたことから始まる。湖南市の発達支援システムの特徴は、障害を早期に発見し、乳幼児期から学齢期、就労期まで、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の横の連携による支援と、個別の指導計画による縦の連携による支援を提供するシステムである。健康福祉部内に発達支援室（発達支援センター）を設け、専門的支援の場を保健センターや3小学校に設置している。早期発見とともに早期対応が重要であり、ことばの教室（定員130人）、個別療育教室（定員30

人)、療育(集団)教室(定員30人)があり、関係者の連絡は発達支援ITネットワークで行っている。校園への行き渋りや不登校の解消にも役立っている。乳幼児期から就労まで一貫した支援であり、湖南省障がい者就労情報センターが設置されており、「チャンスワークこなん」(障がい者向けハローワーク)への連絡や紹介も行われている。障害のある人が生き生きと生活できるための自立支援に関する湖南省条例も制定されている。

1) 柴田町にも県立船岡支援学校や柴田町も関係している「むつみ学園」、そしてほかの多くの障がい者福祉施設がある。柴田町の発達支援を必要とする子供たちの把握の仕方はいかに。その発見の方法はどのように。

2) 柴田町の発達支援の体制はどのようになっているのか。

3) ほかの関係機関との連携はあるのか。

4) 湖南省のような就労までの支援は行われているのか。

5) 湖南省は、最初に述べたように障害福祉の先進地であり、条例も制定している。柴田町も多くの障がい者福祉施設があり、湖南省のように条例を制定して発達支援を初めとして障がい者福祉の向上を図るべきではないか。

以上です。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。1問目、教育長、2問目、町長。最初に教育長。

[教育長 登壇]

○教育長(阿部次男君) 大綱1問目、学校給食のアレルギー対応についてお答えします。

1点目、柴田町内の学校では、アレルギーを持った児童生徒は何人いるのか。どのようなアレルギーを持っていて、学校や給食センターではどのように対応しているのかについてでございますが、各小中学校では、年度初めにアレルギー疾患に関する調査や健康調査を実施し、保護者から調査票に記入してもらうことで食物アレルギーを有している児童生徒を把握しております。今年度においては、小学校で食物アレルギーを有していると把握している児童数は5月1日現在、小学校は児童総数2,023名中79名、中学校では生徒総数1,036名中50名となっております。食物アレルギー源となる食品としましては、牛乳、鶏卵、エビ・カニなどの甲殻類、そして魚卵、ソバ、ピーナツなど、さまざまなものが挙げられます。

給食時における学校の対応としては、保護者や給食センターと連絡を密にしながら、アレルギー反応を起こす可能性のある児童生徒の保護者からの申し出により、牛乳の停止や献立の原材料と成分を詳細に記入した食品成分表、これを事前に本人を通して保護者に配付をして、摂取できない食材や献立を基本的には児童生徒自身を取り除いて給食をとっております。学校で

は、食物アレルギーを持つ児童生徒について、また、アレルギー対応についての注意点などに関して、職員研修を設けて情報の共有と共通理解に努めております。なお、アレルギー対応のために給食そのものを停止している児童生徒はおりません。

2点目、給食センターの現在の対応能力はいかにについてですが、現施設のアレルギー対応の給食を提供する能力は、施設の構造設計と調理業務行程レイアウトからも、アレルギー除去食に対応できない施設となっておりますので、食物アレルギーを持つ児童生徒とその保護者に対して食品成分表を作成し配付して事故防止に努めております。

3点目、柴田町として前述の新聞報道があった後どのように行動したのかについてでございますが、新聞報道の後に開催した校長会におきまして、教育長から食物アレルギーを持っている子供の対応について再度個別に検討し、事故防止の徹底を図るよう指示をいたしました。学校では、食物アレルギーを持つ児童生徒の個別状況やアレルギー対応の注意点などについて職員会議において情報の共有と共通理解に努めております。

4点目、3町合同の給食センターではアレルギー対応ができると説明があったが、それでは新しい給食センターが完成するまで柴田町としてはどうアレルギー対応策をとって行くのかについてですが、平成20年に文部科学省監修のもと、公益財団法人日本学校保健会が作成した学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが各学校へ配付され、学校における適切なアレルギー疾患の対応が示されています。教育委員会としましては、このガイドラインを十分に学校で活用するよう指導していきます。

5点目、3町合同の給食センター構想では、アレルギー対応について事前調査や先進地調査を行ったのかということでございますが、3町共同学校給食センター建設に関する検討会において、手始めに各町の現状と課題の把握から作業に入りました。その結果は可能性調査報告書に記載したとおりでございます。検討会では、3町ともまだ給食停止者はおりませんが、食物アレルギーに注意している児童生徒の保護者から求められた原材料と成分を詳細に記述した食品成分表を提供して、児童生徒が該当献立を取り除くことや牛乳を飲まないなどの対応を家庭と連携しているとの現状を把握をいたしました。また、各町の栄養士からは、アレルギー対応食の提供が保護者から求められているという課題も指摘されました。新しい給食センター建設時には、この課題を解決できる施設の建設として報告書をまとめました。

先進地調査等については東松島市や名取市の学校給食センターを視察してまいりました。先進地の具体的な対応につきましては、食物アレルギーの対応は個人個人によって異なることから、他品種少量の調理が求められること、それからアレルギー物質の識別ミスがないように調

理工程における厳密な確認作業は通常の給食以上に求められていることを改めて認識するとともに、専用調理室の設置と専任の調理員、アレルギー食専門の栄養士の配置の必要であると再認識をいたしました。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 次に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 舟山彰議員の大綱2点目、発達支援システムについて5点ほどございます。

1点目、発達支援を必要とする子供たちの発見、把握の方法につきましては、町では母子保健法において実施が義務づけられている1歳6カ月児及び3歳児健康診査の機会を通して早期発見に努めています。また、子育て支援センターや保育所、児童館、幼稚園などや保護者からの相談により、発達支援を必要とする子供たちが発見される場合もございます。

2点目と3点目は一括でお答えいたします。

発達支援の体制としては、湖南省のような発達支援室の体制はとっておりませんが、健康推進課、子ども家庭課、教育総務課及び福祉課の各課が連携体制を密にして対応しています。町の健康診査で保護者からの相談等により発達支援を必要とする子供が発見された場合には、県児童相談所で行われている乳幼児精神発達精密健康診査や県発達障がい者支援センターで行われている発達相談につなげ、子供の発達や特性等の確認を行いながらアドバイスをもらい、経過観察や支援を実施しています。

また、情緒・行動面での気になる子供につきましては、保護者などからの相談に応じ保健師の訪問及び面接による相談など適切に対応するとともに、保健センターで実施している母と子の遊びの教室等で子育て支援センター保育士とともに遊びを通して親子のかかわりへの対応をしています。保育所や小学校等では、特別支援連携協議会や幼小連絡会、保健師保護司等連絡会等を通じて連携し、情報の共有化を図っております。また、臨床心理士が定期的に保育所、児童館、町立幼稚園、むつみ学園を巡回し、専門的な指導を行っています。保護者からの障害者手帳の申請の相談があった場合には、県の関係機関と連携し適切に対応しています。

発達支援を必要とする子供が障害児支援のサービスを利用した場合には、障害児通所支援の事業の中に未就学児を対象とした児童発達支援と就学児を対象とした放課後等デイサービスの事業があります。児童発達支援では、むつみ学園等の事業所において日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を提供します。放課後等デイサービスでは、学校通学

中の障がい児に対して放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練を提供し、自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進しています。また、個人ごとのサービス利用計画を作成する計画相談支援を実施しています。障がい児に日中の活動の場を確保し家族等の一時的な休息時間を目的に、日中一時支援事業も実施しています。

4点目、障害のある方が何らかの仕事につけるように就労に関するアドバイスや働く機会を提供する場としてハローワークがあります。また、宮城障害者職業センターでは、障害のある方に対し就職活動の相談、支援を実施しています。白石市にある県南障害者就業・生活支援センター「コノコノ」では、仙南2市7町に住んでいる方を対象とし、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対してセンター窓口での相談や職場、家庭訪問等を実施しています。県立支援学校では、町と連携し、障害の程度に合った就労の支援を行っています。障がい者支援のサービスとして就労を希望する方には、就労移行支援、通常の事業所で働くことが困難な方には就労継続支援があり、生産活動や就労の機会を提供し、それに必要な知識と能力向上のための訓練を行います。

5点目、柴田町におきましては、これまでに答弁してきましたように関係機関の連携のもとに適切な支援ができているものと認識しております。条例の制定についてですが、現在柴田町においては障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための法律を初めとする関係法令の運用で対応できていることもありますので、今後条例制定の機運の盛り上がりを見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 舟山彰君、再質問ありますか。はい、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 大きな1問目の1）に関してなんですが、小学校で79名、中学校50名ですか。今のところは保護者の申し出とか食品成分表ということで、本人が取り除くという認識でよろしいのでしょうか。それから、どうしてもという場合、弁当持参というようなことを認めているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） ただいま教育長が答弁いたしましたように、基本的には児童生徒が取り除くということでございます。

あと、2点目は状況によってはお弁当を持参するという対応もしているということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） そうすると、例えばほかの生徒とか学校の先生が、その生徒さんがアレルギーを持っていてそういう対応をしているというのがはっきりわかるようになっているんでしょうかね。例えば名取市などはそういう専門の、給食センターの中に専門の部屋があるし、その子供さん用に立派な特別容器というんでしょうかね、なっているんですが、柴田町の実情としては今言った本人が取り除くというようなことなんです、いい意味で区別するというんですかね。周りにそれがわかるというふうになっているんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今のご質問の中では、学校において、例えば担任とかがその子供のそういう状況について承知しているかということでありましたら、これは学校で先ほどありましたように調査票で保護者の皆さんのほうからの回答をいただいていますから、そういう中では担任も承知をしてそういう対応に支援をしていくという体制になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 毎年最初にそういう調査するというか、例えばそういうアレルギーをお持ちの子供さん、幼稚園とか保育所のおかげから例えばそういう体質というんでしょうかね。そういう連絡体制というのはできているんですか。例えば町立の保育所から今度小学校、中学校と行くということで、引き継ぎというんでしょうかね。この子供さんはこういうアレルギーを持っていますという、その点ちょっとお聞きしたんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） やはり町で乳幼児の健康診断等をやっている状況もありますので、そういうデータも各学校のほうに当然つなげてその子供の対応をしていくという体制をつくっているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 2)のその給食センターの対応能力という質問に対して、結局柴田町の今のセンターはアレルギー除去そのものがない。つまり、専用の部屋というんですか、あとそういう専門の職員がいないという、そういう認識でよろしいんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） ご質問のとおりで、柴田町の給食センターではアレルギー対応の除去をする、除去をした給食を調理する工程もございませんし、そういう独立している調理室も設置されておられませんので、そういう対応はしていないということです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 3）で文部科学省の調査のことをあれしたんですが、これは今この文部科学省から通達などが来てその調査をしている段階か、それとも準備中なのかをまずちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 新聞報道等にありました全国から小中学校500を抽出したというか、抽出しての調査というのは、宮城県にも県に確認しましたところ8月21日に調査依頼が来ていまして、宮城県では小学校で8校、中学校で4校を対応している。柴田町はその抽出の該当校はございませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○14番（舟山 彰君） そうすると、その文部科学省の抽出して調査するというので、こういう事故があったということでどういうふうに対応しなさいというような通達は含まれていなかったのかどうか、お聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） これまで今回の具体的な通知というよりも前に、答弁の中でもお答えしておりますが、平成20年の6月に学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインというものが文部科学省のほうから通知がございまして、それを各学校に配置して教職員が共通して対応する資料として使っているところですので、今回のその調査依頼についての内容はうちのほうには直接来ていませんでしたので、具体的にどういう通知になってきているのか、済みません、まだ私のほうでは承知していないという段階です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○14番（舟山 彰君） 教育長の答弁で、この校長会を開いたということとその中身とお聞きしたんですが、結局具体的に校長さん方は学校に戻ってどういう対応をとるというのをイメージというとなんなんですが、ちょっとそこをお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 先ほどからご答弁申し上げておりますように、この問題はやはり一人一人の問題ですので、やはり学級担任がどのように把握しているかということが一番大事ですので、個別にどうするかということは校長会で校長がいろいろ話し合った上で、それをどんな手だてでそれを確認するかということについて話し合った上で各学校に持ち寄って、それで職員会議等でお話をして各担任がきちんと保護者の方にもう一度確認をして、今の対応でいいのかどうかの確認とか、それをしてほしいということでやっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○14番（舟山 彰君） 4）の質問は、けさ3町合同の給食センターがどこか、私はあれを抜きにしても、今の給食センターが古い、アレルギー対応ができない。じゃ、新しい給食センターですね。3町合同か柴田町単独か、それ抜きにしても、その今の給食センターには限度があるというか、難しいという前提でお話を聞いたんですが、先ほど例えば答弁はガイドラインの活用とかということなんですが、ほかに手というのはないんですか。どうしても緊急に専用の部屋を設けるとかというのはもちろんできないということで、先ほどの答弁にあるようなそのガイドラインの活用とか、それしか手は今のところないということなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 実際にこの問題につきましては、町内の子供たちの実態を見ますと、いわゆるエピペン注射を携帯しなくてはならないような重度なアレルギーを持っている児童生徒はごくわずかなんです。ほとんどの場合には、少し肌がかゆくなるとか、あるいは皮膚が赤くなる、発疹が出るといった程度のものが非常に多いということなんです。基本的な対応としては、先ほどお答えしましたように、給食センターからいわゆる食品成分表を保護者の方にもお渡ししていますので、それで毎日確認していただいて、そして子供自身が自分の手でもってそれを確認して実際に給食の中から除去をするということをやっているわけですが、実はこれは子供がそれをしないで先生がやった場合に、まさにこれ上げ膳据え膳という言い方はおかしいですが、子供自身にそういう習慣がなかなかつかないと思うんです。したがって、食事というのは学校の給食だけではありませんから、お店に行って食べることもあろうし、あるいは友だちのところに行って何かおやつが出てくるかもしれません。そういうときに自分で相手の方に確認をして、これこれ入っていませんかとか、そういったことを確認しながら自分で除去するという習慣がつかないと、なかなか子供の命を守るというのは難しいのではないかと。そんなこともあって、こういったその先生が直接最初から手をかす、全部手をかすというのじゃなくて、子供に除去をさせているという、そんなところがあります。

ただ、ちょっと前置きが長くなって申しわけないんですが、ここからが今のご質問に対するお答えなんですが、重度な場合、当然あります。この場合にどうしているかといいますと、例えばこれは1例なんです。町内のある小学校、F小学校とでも言っておきましょうか。ある小学校では、その子のアレルギー食材が入っている日は、自宅からその子は弁当を持参して、しかも養護教諭がついて保健室で食べるというようなこともやったり、そういった対策をしている。弁当ですから教室でみんなと一緒に食べてもいいんですが、そういうふうにしてしまう

といわゆる報道にあったあの事故のように、おかわりをしてしまったとか、担任の目が届かないところでそんなことがあってしまうとか、あるいは友だちからうっかり分けてもらったとか、そういった事故が考えられますので、別室で養護教諭がついて食べていると、食べさせていると。そんな対応もして事故防止に努めているということでございます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○14番（舟山 彰君） 最初の答弁で、小学校が79名とか、中学校が50名という数を聞いて半分驚いた。半分はある程度予想もできた。今の教育長の答弁で、その一人一人が、生徒そのものがそういう自分で取り除かないと習慣がつかないとかってそれもわかるんですが、この数字で思ったのは、5)の答弁にあったような東松島市、名取市、私ども文教厚生常任委員会で見てきたところ、聞いたところ、この対応能力はこのセンターではどのくらいあるんですかということ、大体50から100とか、そういう数字だったんですね。それで思ったのが、柴田町内の小学校、中学校のこのアレルギーを持った子供の数がまさにそのくらいの数なのかなど。私、最後思ったのは、それだけの生徒が柴田町としては今のように食品成分表とかで保護者と相談しながら自分がこうやっている。

ただ、教育長が最後に言ったのは、重症の方が弁当を持って行って保健室であれという、それを聞いて正直言ってやはり今後3町共同でやらないというふうに町長は決めたと言いかたですけれども、この実情を見ると、早く私からするとこういうアレルギー対応できるように専用の部屋を持った専任の職員がいるようなところをつくらないといけないんじゃないかなと思ったんですが、教育長にその点ちょっとお聞きしたんですけれどもね。こういう実情でやっていることを我々先進地視察ということで行って、まさに今の小学校79名、中学校50名、これ、あれですよ。名取市とかの対応能力の数そのものですよ。それを柴田町は今こういうように食品成分表がどうだ、本人に取り除いてもらっている、どうしても重症だという人だけは弁当持ってきてもらってやっているというんですけれども、私からするとまさにこの79名、50名、早くアレルギー対応できる新しいセンターをつくって対応すべきだと思うんですけれども、私としては教育長の意見を聞きたいんです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 各先進のそういう除去食を提供している給食センターが除去食対象児童のアレルギーのその反応の程度、どの程度の基準で受け入れているのか。これはちょっとよくわからないんですが、なかなか難しいところかなというふうには思います。全部、先ほど言

った79名、50名全員を柴田町内で除去食を提供するとなれば、これは相当の施設をつくらないと無理なのかなというふうに思います。今度は逆に基準を非常に厳しくして、例えばお医者さんから診断書もらった児童だけに、つまりエピペンを必要とするようなそういうふうな重度の子供だけを対象にするというのであれば、ごくわずかな数になるのではないかと思います。その辺のところをどの辺で線引きするかというのは非常に難しい問題なのかなと思いますが、教育委員会としては3町共同給食センターの建設が最終的に仮に頓挫したとしても、できるだけ早く重度な子供に対する対応は各学校任せじゃなくて給食センターで除去できるようなそういうセンターはつくりたいものだなという願望はあります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。はい、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 結局、3町合同にしますかどうかというアンケートをとって、メリットということでこのアレルギー対応ができるんですよということをある程度強調したと思うんですよ。それで、けさの町長への質問の中で、やはり保護者の方からすると今度は柴田町単独になるといった場合にも、私はもうこのアレルギー対応ということを期待する部分があると思いますね。この79名とか50名もいるのであればですよ。

それと、例えば今保育所とか幼稚園にいて、残念ながらアレルギー体質であると。将来小学校、中学校に行けば同じようにアレルギーということで一番重い人はそういうように弁当持参とか保健室に行くとかってなるような気がするので、今の教育長の答弁でいくと、限定してアレルギー対応するんだとありますが、どうなんですかね。もう将来柴田町単独でもつくるという前提でいくと、私はやはりこの79名とか50名という数字からそれなりの規模、予算を持って柴田町としての新しい給食センターをつくっていくべきじゃないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

ただいま教育長がご答弁申し上げましたように、アレルギーも今答弁させていただきました小学校では79名、中学校では50名という数字で答弁させていただいているんですが、これの内容は、実情はやはりアレルギーも今申し上げましたようにアナフィラキシーショックを起こす程度のそういう非常に重度な子供さんということではないんですね。保護者の皆さんの中からは、例えば牛乳を飲んだら腹が下る傾向が強い子供さん、またはいろんなその食材で唇が腫れるとか、そういう内容のくしゃみだったり鼻水だったり出るんですというような内容の子供さ

んも申し出がありましたので、それを各学校ではそういう把握、実態ということで把握させていただいて、その数字を答弁させていただきました。

それで、やはり文部科学省のガイドラインの中にも、アレルギー疾患への取り組みを進めるに当たっては医師の指示に基づくものとなるような仕組みをつくり、各学校における各種の取り組みが医学的根拠に基づき安全確実に効率的な方法で実施されるようにすることが提言されましたということでご意見があるわけです。やはりその重度の程度によりまして対応はしていかなければならない。今現在は給食を停止するようなお子さんはいらっしゃいませんが、今後またはそういうアレルギーに対応を求められる子供さんが出た場合のためにも、やはり教育委員会としましては教育長が申しあげましたようにそういう対応をする調理室なりをやはり設置していくということは希望であるということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 大きな1問目の最後なんですけど、我々委員会で町内の保育所も3ついわゆる所管事務調査したのですが、保育所はそれぞれ調理室があっというやっていますけど、保育所でのこのアレルギーの子供とか、その対応というのがどうなっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） それでは、町内の3保育所のアレルギーの対応状況です。3保育所で合計で8月現在で17名の子供さんが一応アレルギー対応ということで、通常の調理とは別に別メニューでお出ししているということで、この前所管事務調査のほうで見ていただいたときにちょっと見ていただいたと思いますけれども、そういう感じで別メニューということでお出ししている状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） それで、大きな2問目入りますが、一とおりの答弁で思ったのは、何か保護者の方から相談があっという私は印象を持ったんですよね。それで、湖南市の場合は、いろんな検査のときのお医者さんのいわゆる気づきというんでしょうかね。あと保育所の先生方、子供さんを囲む方々というんでしょうか。そういう周りの気づきというのを重視しているというふうにお聞きしてきたんです。柴田町は保護者の方から相談を受けて初めて、じゃ対応していきましようというような気がするんですけども、その辺のスタートのこの考え方とか、それについて担当課でどう思っておるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

この気づきにつきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、その母子保健法による乳幼児健診と、あと保育所、児童館等での気づき、またはその保護者からの相談、それを専門機関につなげていくと。また、保健師につなげていくという対応で気づきのほうを今措置しているということです。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。

○14番（舟山 彰君） 柴田町の発達支援の体制はと2）で質問しましたら、いろんな課が連携しているという答弁はあったんですが、中心となる課というのはどこというふうを考えてよしいのか。それと、湖南省のような支援センターというようなものを設ける。そこまでいくと片方は市ですから部と部の関係になる。町の場合は課と課ですけれども、そういう中心となるところをはっきりと設けるというような考えはないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

現在の仕組みでございますが、発達支援を必要とする子供さんが発達、成長していく過程において、それぞれのライフステージにおいて関係する機関等が出てまいります。保育所、児童館、幼稚園、また、むつみ学園というのが未就学児に支援する機関ということになります。また、学齢期になれば小学校、中学校、普通学級、特別支援学級、特別支援学校もございます。そして、その後成人期となれば就労なり、または福祉のサービスで生活介護を受けていくとか、あと福祉のサービスの中で日中活動の場のサービスを受けていくというふうにライフステージにそれぞれ関係する機関がございまして、それぞれのそのつなぎにはそのライフステージの移行時期に関係機関がケースのつなぎはもちろんきちんとやっております、また、全体的な問題点等の調整会議ということで幼児、未就学児では保健師、保育士等連絡会、また、幼小連絡会、学齢期になっては就学児就学指導審議会、特別支援連携協議会等で全体的な協議はなされている。個別のケースについてはその都度その個人情報もかかわりますので、直接にそのつなぎをしながら一人の人間の成長で縦の線は一貫しているんですが、関係するのはそれぞれの専門の機関、立場で支援をしていくということでございます。

一貫してとなってきましたと、共通的に言えるのは福祉の障害福祉サービスが未就学児から成人期までつながっているのがそのサービスかなというふうには思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○14番（舟山 彰君） 湖南省でちょうどパソコンというか、ITネットワークというのを見せ

てもらったんですが、つまり一人の子供さんが乳幼児期から就労するまでの例えばどういう相談をしたとか、逆に言えばどういう治療を受けたとか、それとお互いのこの関係者同士の連絡もそういうネットワークでやれるわけなんですよね。柴田町としては、今のその乳幼児期から就労期までの間、各担当課連携しているというようなお話でしたけれども、そういうデータの今のこのIT時代、それを活用しているような仕組みというのはあるのか、また、そういうものをつくるという考えがあるのか、聞きたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

湖南市のそのシステムについてはいろいろ情報をいただいたり、また、私どもも直接に電話で状況を聞かせてもらったことによって情報収集いたしました。湖南市のITのネットワーク、これについては個別指導計画という具体的な個人のいろいろ障害の中身に入ったものについてはそのネットワークには入っていないと。ただ、対象者となる子供さんの日ごろの様子、そういうものについては関係者で見られる。また、会議等それらの連絡等にも使うということの利用のあり方というふう聞いております。

柴田町については先ほど個別のケースのつなぎというのはいわゆる湖南市で言う個別指導計画、個人の支援履歴シートといいますか、それらをもとにしたつなぎということで、これについては湖南市のほうでもITに載せるのではなくて直接紙ベースで、それも保護者の了解を得てなされているということのようでございます。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 大震災後に緊急雇用ということでいろんなメニューというのが来ましたが、あれにはこの障がい者も臨時に雇用しましょうというようなメニューとかの内容になっているものがあつたんでしょうかね。ちょっとそれ一つ確認します。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 緊急雇用関係のご質問ですので、商工観光課でお答えしたいと思います。

緊急雇用については現在震災で職につけない方を短期間就職していただくというようなことで取り組んでおりますので、障害を持った方であってもない方であってもそれは緊急雇用として採用は可能かと思っております。

○議長（加藤克明君） はい、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） よく支援学校を卒業した子供さんが、なかなか就職先がないとか行き先がないというようなことがあるんですが、町内には「はらから会」というようなところもありますけれども、そういった支援学校を出たときの対応ということで、町はどのくらい例えばかわりというか、就労をあっせんしているとか、ちょっとそこを確認したいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 支援学校卒業後の就労といたしますか、その後の生活についてなんですが、就労希望とかな場合はそのサービスも受けることもそうなんですが、支援学校から私どものほう福祉課のほうに連絡が参ります。その個別のケースのケース会議を開いてその後の進路の協議をしていくということでございます。いろいろその障害の個人差はあるんですが、内容によっては一般就労も可能ですし、その障害的な施設の作業所といたしますか、そういうところに就職する方もおりますし、また、それがかなわないで生活介護を受けていかざるを得ないという方もございます。そういう個々のケース、個人差はあるんですが、その支援学校卒業後の進路先のことについては福祉のほうと支援学校側と会議といたしますか、本人も含めての進路先の決定相談を行っているという状況でございます。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 法律で障がい者の方を何パーセント雇用しなさいと決まっているんですけども、それはこの柴田町役場としてはどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） ちょっとパーセンテージまで手元にありませんが、今そういういわゆる法律で決まった規定の枠は達しております。何人雇用というやつの枠は達しております。

○議長（加藤克明君） 質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 湖南省の市役所の入り口のところにこの「チャンスワークこなん」という障がい者向けのハローワークがあったんですね。私はこれはやはり市長とかの考え方、あとこういう湖南省がいろんな障がい者施設があるというそういう土地柄というふうに思ったんですけども、柴田町としてその条例をつくるとかというのは、先ほど町長の答弁は今の法令で大丈夫とか、その条例をどうしてもつくってほしいという機運が盛り上がってきたらというのがあるんですけども、私は少しでも湖南省ぐらいの考え方に近づいてほしいと思うんですね。その市役所のところにそういう障がい者向けの1機関を置いているという。福祉課長、なると思いますがけれども、何か一つぐらいはそういうことをやるという考えがないかというか、これは要望に近いですけども、一応聞いておきたいと思います。何か一つは今のこの下の窓

口のところなんかにこういう障がい者向けの案内板とか、そういうものだけでもつくるという
ような考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 障がい者の就業就職関係の支援については、先ほどの町長の答弁でも申し上げましたが、白石市に県南障害者就業・生活支援センターの「コノコノ」という名前の施設があるんですけども、これは白石陽光園が運営をしているんですが、国と県から受託しましてこの障がい者の就業支援のための支援する機関ということで、仙南2市7町が対象となっております。柴田町単独でということも一つ理想としてはあるとは思いますが、現実問題その人数的なものや専門職の関係、また、その財源的なことも含めてこの「コノコノ」の利用ということを勧めているところです。

また、ハローワークもございますが、ハローワークについては登録をして、そのコーディネーターといいますか、募集と希望のコーディネーターをハローワークのほうでやっているということもございます。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 私がこういう質問というか、要望に近く述べたというのは、先ほどの答弁がそのように白石とかではこういうのがありますとかという、あと今の課長の答弁だとなかなか役場職員も忙しい、また新しいセクションと言いませんが、つくるのが大変だという答弁なんです。先ほどのそういう答弁だからこそ、私は柴田町のできる範囲でこの役場の窓口のところには何か障がい者向けのものをつくってほしいということなんです。町長の答弁が白石には何があります、何がありますということでしたよね。あと、たしか大河原とかにもあるというのは私も身内に障がい者がいるもので、そういう親の人たちの関係のこととかも知っていた上であえて言うのが、白石とか大河原にはあると。じゃ、柴田町はどうなんですかと。

特に今回この湖南市ですね、委員長の私が何も視察先決めたわけじゃなかったんですけども、改めてこう行って思ったのは、柴田町もそういえば本当にこういう支援学校、昔で言う養護学校もある、親たちもいろいろ一生懸命やっているところだけでも、やはり何か一つ足りないのかなど。先進地を視察してそう思ったんです。その中で今のこのような白石市に何がある、あと大河原町にも何があるという答弁じゃなくて、じゃ柴田町として私はできる範囲のことをやってほしいという質問なので、何かできるということがないんでしょうかね、その窓口のところ。もう一回あえて担当課長にお聞きしたいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 「コノコノ」については先ほど申し上げたとおりです。あと、大河原にある「アサンテ」のことだと思うんですが、これについても町としては委託ということで委託料を支払っております。その財政負担は柴田町は行っているということでございます。

福祉課の窓口にあっては、相談支援はいろいろ「アサンテ」とかはあるんですが、福祉課の窓口でも相談があれば適宜対応しておりますし、また、最近障がい者虐待の関係も出てきました。それらの対応も福祉の担当の窓口でも「アサンテ」と一緒になって対応しているということでありまして、全て遠く柴田町の中になぜないのかということのみならず、基本的に効率性、それもございます。そういうことで、あと障がい者の施設の利用形態というのがいわゆる柴田町民が柴田町内にある施設だけを利用するというのではなくて、広域的な利用なんですね。ですから、システムを組もうにも例えば仙台の施設とか、白石の陽光園とか角田の施設とかというふうに関西の利用形態がなっていますから、なかなかそのシステムの構成といたしますか、組み立ても湖南市のようにうまくいくかどうかということもちょっと心配問題というふうにも考えております。できる限りの柴田町としてやる対応ですね、これについては今後も継続して努めていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 最後に、ちょっと順序が逆になるんですけども、むつみ学園の皆さん方についてはこの子供さんにはこういう指導をしていくという、いわゆる個別指導計画というのがあるのかどうかということと、私もむつみ学園の入園式というのを議長代理で行ったりして、どうしてもあの道路、対向車が来るととまっているようなということで、保護者の方というのは本当に危ないとかそういうふうには思っていないか、それを最後にお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） むつみ学園の件です。柴田町を含めまして1市4町で構成されている学園ですけども、今現在定員20名に対しまして19名入園されております。年度内に異動がありますので、その辺のときははっきりはしていないということです。それから、計画につきましては、各措置されるときに各市町村の役場のほうとか市役所に福祉担当のほうに保護者がお邪魔して、むつみ学園のほうの入園を希望される方もいますし、その紹介があって施設をごらんになって実際行っている授業風景を見て、じゃ預けてみようという方もおります。計画としてはそういうことでつくっておるということでございます。

実際、むつみ学園の場所につきましては、若干道路がちょっと狭いところがありまして、なかなか道路の拡幅をしないと進入するのに細い道路もありますので、その辺は保護者の方には

十分、ほとんどが車でおいでになりますので、雪道、雪が降ったときなんかは十分注意するようその辺は職員も含めて保護者の方をお願いしております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

これにて14番舟山彰君の一般質問を終結いたします。

次に、3番吉田和夫君、直ちに質問席において質問してください。

〔3番 吉田和夫君 登壇〕

○3番（吉田和夫君） 議席ナンバー3番吉田和夫でございます。大綱2問お伺いしたいと思います。

1点目、**特定健診の受診率アップと健康マイレージ**について。

ことし3月に行われました町議会議員選挙で、各種予防接種の推進と各種健診の受診率アップを掲げて、広く町民の方に健康寿命が少しでも延びるように訴えさせていただきました。今回は特定健診の受診率アップについて一般質問させていただきます。

宮城県で出しました「第二次みやぎ21健康プラン」によりますと、平成22年度のメタボリックシンドロームの該当者は17.5%で、全国ワースト2位、第1位が沖縄県だったようです。ということで、大変私としても驚きました。

宮城県は肥満が多い、男性で全国6位。塩分過剰、男性で全国7位。歩かない人が多い、男性で全国8位。喫煙者が多い、男性で全国9位。柴田町としても平成22年度統計でメタボリックの該当者14.5%と、ほぼ全国平均のようでした。特定健診の受診率も37.9%でした。

そこで、

1) 柴田町では第2期特定健診実施計画、これは平成25年から29年度の計画ですけれども、これを策定し、特定健診の受診率の目標を60%としておりますが、受診率向上の新たな取り組みとはどんなものなのか。

2) 平成23年度柴田町の1人当たりの国民健康保険医療費は32万9,509円とあります。これを少しでも抑制し、健康寿命を延ばしていくために、各自治体で健康マイレージの取り組みを行っております。健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでそれぞれポイントをためて、楽しみながら健康にチャレンジするものであります。このような取り組みは、将来高齢化社会を見据えた施策の一つとして柴田町としても近い将来実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

大綱2問目、**肺がん検診の受診率アップ**についてです。

「宮城県の生活習慣病」が8月に県の保健福祉部から公表されました。がんで亡くなられる

方は平成23年度の統計で約6,000人、部位で一番多いのが肺がんで1,274人。全国でも肺がんは部位では第1位で、7万人の方が肺がんで亡くなっております。早期発見、早期治療の観点から、やはり受診率のアップにほかなりません。全国での平均受診率は男性で26.4%、女性が23%ですが、柴田町の平成23年度における40歳以上の胸部受診率は49.9%でした。県内では登米市で83.6%の受診率、高受診率でした。そこで、柴田町としての受診率のアップの施策をどうしているか、質問をいたします。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 吉田和夫議員から、健康に関して大綱2点ございました。

まず、1点目の特定健診の受診率アップと健康マイレージということで2点ございます。

まず1点目、柴田町国保の第1期特定健康診査の実施率は、初年度の平成20年度が46.3%でしたが、最終年度の平成24年度は推定値で33.3%となっております。平成25年度から平成29年度までの第2期特定健康診査の実施率については、最終年度の平成29年度は60%に設定していますが、これは厚生労働省が保険者種別ごとに目標値を設定しており、市町村国保については一律60%としているのに合わせたものでございます。

特定健康診査を受けない理由として挙げられているのが、医師受診中、健康だから、時間の都合がつかないなどとされています。2期となる平成25年度からの実施率を向上させるための新たな取り組みとしては、まず健診項目を充実させるため、今年度から国の基準項目のほかに血清クレアチニンと尿酸の健診項目を追加し、腎機能検査の充実を図っています。

また、未受診者への受診勧奨の面からは、今年度から、40歳代、50歳代の未受検者に対し受診を勧める勧奨通知を9月中旬ごろに送付する予定です。議員もご承知のように、特定健診の受診率を向上させるためには対象者の方々が病気の早期発見や予防につながる特定健康診査の受診の意義を十分に認識していただくことが重要と考えております。そのため、こうした新たな取り組みに加え、第1期から継続した取り組みとして65歳から74歳までを対象とした集団健診の夜間、土日の実施やがん検診等との同時健診など、引き続き健診委託機関等との連携を図りながら受診しやすい環境づくりに努めてまいります。

さらに、対象者への周知を図るため、広報しばたやお知らせ板への掲載や出前講座等での周知、町掲示等へのポスター掲示などにより、特定健診の啓発周知に努めてまいります。

2点目、健康マイレージについてでございます。

健康マイレージ事業は、健康づくり事業への参加促進や日々のウォーキングなど、みずからの健康づくりの実践をポイントにし、たまったポイントを商品などに交換できる事業ですが、多くの市町村で対象事業やポイント特典などを工夫して実施されております。柴田町では、健康づくりポイント制度として健康推進課が中心となり、これまで先進自治体の視察等を含め調査研究を行っております。今年度は町民の健康に対する意識の向上、健康づくり事業への積極的参加及び健康寿命の延伸に向けて、（仮称）しばた健康づくりポイント事業として関係各課と協議を重ね、平成26年4月の事業実施に向けて今準備を行っているところでございます。今後、対象事業やポイント交換の商品など、詳細が決まり次第町民の皆様にご周知してまいります。

大綱2点目、肺がん検診の受診率アップでございます。

各種がん検診については、健康増進法に基づき市町村が主体となり実施しており、町では毎年1月にがん検診等の申し込み案内を全戸配布し、翌年度の検診の申し込みの確認を行っております。町における肺がん検診の受診率の現状は、平成23年度が49.9%、平成24年度は49.3%となっております。平成23年度の国・県の受診率は国が17.0%、県が33.8%であり、平成24年6月に策定された国のがん対策推進基本計画では、5年以内に受診率を50%とする目標を掲げており、平成25年3月に策定された第2期の宮城県がん対策推進計画では平成29年度までに受診率を70%とする目標を設定しております。

がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診により早期に発見し早期治療につなげることや、生活習慣の改善が重要であり、検診の受診率を向上させるためには住民の方々の健康意識の向上と受診行動につながる働きかけが必要であると考えております。

また、受診しやすい環境づくりとして、広報等で周知し追加申し込みの受付を行い、検診日の日程変更は検診期間内であればいつでも受診できるようにし、土曜、日曜日の検診及び夜間検診や女性限定検診日を設けております。今後も引き続き検診委託機関等との連携を図りながら、受診者をふやすよう受診勧奨に努めるとともに、さらにがん検診の申し込みをした方が未受診とならないよう再勧奨の通知をするなど、受診促進を図ってまいります。

以上でございます。

- 議長（加藤克明君） 吉田和夫君、再質問ありますか。どうぞ。
- 3番（吉田和夫君） ご答弁いただきまして、健康マイレージについても前向きな発言でした。

今現在、柴田町としても特定健診始まっています。きょうは休みのようですので、あしたか

らまた健診スタートなんですけれども、先ほど町長も何度も広報の件もおっしゃっていただきました。私もこの広報も非常に有効だと思うんですけれども、この周知徹底、この個人ごとに受診券を配付されております。これも非常に有効な手段だと思います。もう一つ、ホームページもあります。ホームページにも載ってございましたし、ただ、このホームページについてはお年寄りについてはまだまだほとんど見られていないというようなものが多いと思います。唯一、最高の皆さん知っているというのがやはり広報紙だと思うんですけれども、町の施設に一覧表であるとか、ポスター張られているというんですけれども、私も確認、一番近いのが槻木の生涯学習センターなので行ってみました。特定健診の大きなポスター1枚、あと日程については半分隠れているようなもので1枚、これはそのほかにいわゆる一覧表である、どこそで改善センターで何日から何日までやるよとかというこういうチラシなんかは置いていないようなんですけれども、これは置いていただけないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答えします。

特定健診の関係ですけれども、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、町の掲示場等にもポスターのほうは掲示させていただいております。それから、個別の通知、その中には当然案内通知も差し上げているところなんですけれども、今パンフレットですね。各施設のほうのチラシというようなことなんですか。（「これですね」の声あり）はい。そういったものについても各施設のほうに置くことは可能だと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田和夫君） ぜひ置いていただきたいと思うんですね。唯一の健診の媒体というのは広報紙だと思っているんです。ちなみに、私も仙台市なんか担当させていただいて、その仙台市の広報せんだいの広報紙ですね。そこに載せて、相当お金かかります。そのほかにも「アルファ」であるとか、いろんな媒体、その中に公民館あるいはいろんな仙台市の施設なんかにはこういう一覧表であるような各家庭に配られるようなチラシ、どこそで何日こういう健康診断がある。実際に受けに来た人たちにアンケートもとりました。「何でこの健診に来たんですか。何で知りましたか」というと、一番は市民だよりとかという中に、このチラシというようなものが友だちが持ってきたとかというようなものがあつたので、ぜひできれば集会所でもいいんですけれども、10枚ぐらいでいいと思うんです。必要な人だけ持って行っていただいて、少しでも受診率アップにつなげていきたいなど。

特定健診の受診率向上のために工夫している点ということで、私も週刊保健ニュースとい

う、これ平成22年度版なんですけれども、1,757の市町村国保でアンケートをとったやつで、受診率向上のために何が必要ですかというようなものもありましたので見ました。第1位が受診券の送付、これが73.6%。いわゆる私のところに案内状来たということですね。これは非常に有効であったと。2番目に年度途中の未受診者の受診勧奨。先ほど町長の答弁でもありました。肺がんについてもいろんな検診でも受診率の向上のためにの受診勧奨が必要だと。第3位にはやはり広報キャンペーンというのが約50%、47.9%ありました。まず、チラシ等で媒体で大きく利用すれば、受診率アップにつながると思います。

柴田町で広報車は例えば動かしていますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答えします。

広報車等については動いてはおりません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田和夫君） これも忘れていた方というのは、例えば柴田町だとすれば1カ月間健診期間あります。うちのほうの行政区は何日だとかというのは1カ月前、2カ月ぐらい前に周知徹底されるんですけれども、忘れていて、ご飯食べてしまったとかというのがありますので、一日中とは言いませんが、その日の該当地区の一遍、午後一遍とかというのであれば、「きょうこういう場所で健診行われています」、こういうのは可能なんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答えします。

かつて、多分広報車なんていうのが動いたような時期もあったと思うんですが、今はおっしゃるとおりそういった効果も期待されるでしょうが、先ほどのその受診チラシであったり、広報しばた、広報等でお知らせをしていきたいというふうを考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田和夫君） この受診率アップについては、本当に特定な特効薬というようなものはないと思うんですね。受診勧奨であったり、チラシを配ったり、広報車を回したりというこういう地道な努力が結構効果をもたらしたりすると思いますので、動かさないというんじゃなくて、ぜひその朝の一遍だけでもいいですので「きょう健診ありますよ」と、「ああ、そうだった」、そういうふうになるように動いていただきたいなど。これはもう希望です。

それと、その健康診断についても先ほどの答弁で土日であるとか、夜間であるとか、いろんな方法もあります。ちょうど川崎町のホームページ、見ました。川崎町では7月に3日間健診

をやっています。これも対象を区切って、働き盛りの40代から59歳を対象にして、早朝です。朝7時から10時まで、これを実施しております。そして、9月2日、いわゆるきょうから9月10日までぶっ通しです。土日も含めて健診を実施します。そして、それで残った人、いわゆる今度受診勧奨とかやると思うんですけども、3次健診として11月25日に未受診者対策として健診を計画しますというホームページ、私も確認しました。これ、今実際やっているものですから、その前年度より受診率がアップできるかどうかは今後期待なんですけれども、先ほど言ったようになかなか特効薬はないので、本当に土日健診であるとか、あるいはその2次健診、3次健診って昔胸部検診なんかはやっていたと思うんですけども、柴田町としてそういう計画は、ことしでなくて来年以降どういうふうに計画しているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答えいたします。

確かに川崎町さんでそういったことで健診のほうを実施しているというのは承知しております。2次というようなことなんです、最終的にその初回受けられなくて最後のほうに行くというようなことが2次健診のことなんだと思うんですが、そういった日も正直健診によっては設けているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 町長の答弁でも受診率の件で集団健診、夜間健診等、皆さんの要望を聞きながら実施していくということもありましたので、ぜひいろんな形で受けやすいような環境づくりをぜひ計画していただきたいと思いますと思うんですが、これはどうですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答えします。

未受診者の対策につきましては先ほど申し上げましたとおり、町長が答弁しましたように再勧奨というようなことで実施していきたいと思えます。特に、特定健診のほうは先ほど町長が答えましたとおり、やはり若い方が受診率が低いので、40代、50代につきましては今月中にもう一回再勧奨というようなことで受診を促したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○3番（吉田和夫君） ありがとうございます。この受診率を少しでも私もアップしたいと思いますし、この早期発見で医療費もできるだけ減らしたいと思いますし、この制度の周知徹底についても先ほどの答弁で新しい健診項目も追加されたようですので、これも皆さんのほうに知

っていただきたいと思ひますし、その尿酸値であるとか、腎機能のクレアチニンであるとか、健診項目も追加されて、少しでも魅力ある健診になっておるようすし、この前の議会懇談会、私2班で参加させていただきました。その中にも、質問がありました。地域でお医者さんにかかっているんですけども、やっていない項目だけこの健診で受けたと言ったら、「だめだ」と言われたという、私も特定健診って何なのかということをちょっとご説明申し上げたんですけども、なかなか制度的にはわからないでいる方もまだまだおられると思うんですけども、いろんな出前講座であるとか、いろんな町のイベントであるとか、そういうところでこの周知徹底なんかも図っていただきたいと思うんですが、これはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答えします。

そうですね。特定健診につきましては、健診項目も含めて健診の重要性についていろいろ今までもやってきているんですが、その健康づくり教室とかでぜひ周知をして図っていきながら受診率向上に結びつけていきたい、そのように考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○3番（吉田和夫君） ぜひ出前講座であるとか、広報の活用とかやっていただきたいと思ひます。この制度徹底を図りながら受診率をアップさせていく。この特定健診ももう6年、7年ぐらいになるんですけども、ことしの健診始まるころでは、苦情とかなかったですか。どういふ健診に対する苦情とか意見とか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） そうですね。特別特定健診等についての苦情等はございません。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。はい。

○3番（吉田和夫君） 当初始まる時というのは、私も医療機関におりましたので大変な苦情騒ぎになったわけなんですけれども、5年、6年である程度認識したのかなと。私もこの議会懇談会のときにはその人はよくわからないので町役場に行って聞いてくると行きましたけれども、ぜひ理解して健診を受けていただきたいと思ひます。

この受診勧奨というのも結構地道なものなんですけれども、最大の武器だと私も思ひます。この特定健診受診率のためにというその先ほど保健衛生ニュースの中でこんなのがありました。「特定健診受診率の向上のために有効だった方法は何かありましたか」という質問で、第1位が「受診券の送付が有効だった」と。第2位に「未受診者の受診者勧奨」が31%。やはり

その未受診者の受診勧奨とか、制度の利用とか、あるいは食生活改善推進員などのいろんな人材を活用して「健診がこうあるんだよ。何日あるんだよ」というのを徹底したというのが受診率向上につながったとありました。

もう1つの観点から、隣の村田町では、町から要請を受けて健診会場に送迎バスを出しております。去年私も現役で健診機関におりましたので、私担当していましたので間違いありません。健診会場にマイクロバス、10人ぐらいのバスを持ってきて、その健診会場に送り迎え。全部ではないんですけれども、5日間ぐらいなんですけれども、それで私も四、五十人ぐらい運んでおります。私、前回質問したときにも交通弱者が柴田町では七、八百人いるということでしたので、たしか改善センターの入間田の改善センターあたりにもっと上の馬場のほうから送ってくるとか、そういう方法等、議論とかはどうでしょうかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答えします。

特定健診の関係ですね。それぞれ日程が決まっております、当然集団ですと5つの会場で実施しているわけなんですけれども、なかなかバスを出すとなると受診者の数も当然把握しなければなりませんし、当然町のほうの行事の関係もありますので、町のバスを出すというのはちょっと今のところは考えていないところです。

○議長（加藤克明君） 質問ございますか。はい、どうぞ。

○3番（吉田和夫君） できるだけ料金もかけないでバス健診、町のバスというのではなくて、健診機関のバスで他のスタッフも送り迎えしていますので、そのバスを利用してということですので。料金もかからないと思います。以前、私も牡鹿町と村田町をやりましたけれども、お金なんかはもちろんとっておきませんし、少しでも受診率アップにつながればという善意でやっております。希望なんかあったらどうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 大変失礼しました。町のバスだと思いましたので、大変申しわけありません。ちょっと健診団体のほうに確認をしてみたいというふうに思います。もしそういった対応ができるのであれば、ちょっとその検討もしなければならないのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。

○3番（吉田和夫君） ぜひそういうのを全部の会場にとは言いません。特に困っているようなところがあったら、それも一つの方法かなと私は思います。

また、受診率を高めていく中でも、先ほどマイレージありました。健康マイレージ。これも柴田町として取り組んでいくということでしたので、大変期待しておりますし、これもいい宣伝材料にもなるんじゃないかなと思います。自分の健康づくりのためと、また、そのほかにも役に立つのであれば、どんどん広めていきたいなど。全国知事会なんかでも静岡県の袋井市、私も読ませていただいたんですけれども、非常に難しく約20ページぐらいあるんですね。わかりやすいんですけれども、相当時間も費やしての計画だったようですので、もっと簡単にやっていただきたいなと思いますし、近くでは隣の角田市でことしから実施しております。これもインターネットで私も見たんですけれども、ことし4月から健康づくりの促進と健康の重要性を普及するために健康ポイント事業をスタートしております。健康ポイントを付与していただいて、角田市のスタンプ会「ためトクカード」、これは40歳以上の限定なようですけれども、ちょうどスタートしたばかりでいろいろこれからだと思えるんですけれども、柴田町としても一応来年からスタートするその健康のためのポイント制度は、対象年齢は何歳からなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 来年度から実施の予定の仮称の柴田健康づくりポイント制度の事業の対象者なんですけど、一応若いうちからの健康づくりの意識づけを持ってもらうというようなことで、二十歳からというように考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○3番（吉田和夫君） わかりました。二十歳からということで、もっと幅広く、角田市よりも幅広くこの健康マイレージもスタートできるのかなと思います。

時間もあれですが、私、もう一つ大綱2番の肺がん検診のほうなんですけれども、これは二次の健康日本21、これ4月からスタートしたんですけれども、死亡の原因はやはり肺がん、肺がんというか、がんですね。特に50歳後半の死因では50%近くががんで亡くなっている。いわゆる2人に1人ががんで亡くなっているという現在、早期発見であれば怖いがんなんですけれども治る病気、早く治療すれば治る病気になっております。これもいかに小さいうちに見つけるかというようにすることで、がん検診の受診率をアップするというところにほかならないんですけれども、これも先ほど特定健診と同じようなんですけれども、2次検診、3次検診という形で受診勧奨が非常に効果的だと思うんですけれども、これはやってくれるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） その2次検診、3次検診の関係ですけれども、先ほど町長が答

弁申し上げましたとおり、これも特定健診同様、再勧奨というようなことで実施してきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○3番（吉田和夫君） もう一つ、最近の県内では、できるだけ小さいものを見つけようというように、全員ではないんですけれども年齢を区切った肺がん検診、いわゆるCTを用いたCT検診も導入されております。これは角田市では平成19年度から四、五百人ぐらいずつ実施して、非常に発見をしております。24年度、去年ですけれども、栗原市では911名でCT検診やっております。数名の肺がんを発見されておりますし、今注目のCT検診、これは非常に町としてもあちこちで実施し始めていますけれども、柴田町としての取り組みはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） CT検診の関係ですけれども、現在ご承知のとおり間接のX線撮影というふうなことで肺がん検診のほうをやっております。それにつきましては厚生労働省のほうのご存じのとおりガイドライン、指針のほうで実施しているんですが、確かにCT検診のほうも有効だというふうにはされております。ただし、CT検診のほうも当然被曝の関係もありますので、節目といいますか、それぞれ角田市さんであったり、他市町さんのほうも5歳刻みで、例えば50歳から50、55、60、65というような感じで実施しているところです。CT検診ですね。それから、その経費等も今のちょっとX線のフィルムとはもうちょっと全然違うような単価になってきますので、それらもちょっと実施方向、それから経費についても検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○3番（吉田和夫君） 確かに費用対効果とすれば非常に高価なものなんですけれども、先ほど私もお話ししたとおり、どここのところもやはり限定にしております。例えば、たばこをうんと吸う人であったり、あるいは節目の人であったり、個人負担5,000円でも結構受けている方もおられますので、ぜひこれも来年度に向けて検討していただきたいなと思うんですね。

肺がん検診も私もずっと40年間こういう仕事をしていましたので、35ミリという普通のフィルムから70ミリ、そしてまた100ミリという、また、最近はデジタル化になっておりますので、デジタルの放射線機器を使っただけの撮影、今はもうCT検診というふうにしてどんどん精度アップにもなっておりますので、このうまく利用しながら柴田町ではこういうのにもう着手しているなというのをぜひ見せつけたいなと思います。

私も最後ですので、柴田町の健康推進課、課長さん初め一生懸命スタッフ、真面目に取り組んでこられていますので、非常に感謝しております。3人に1人が今がんで亡くなるというような時代ですので、私もその特定健診あるいは基本健診、肺がん検診についても少しでも受診率をアップするために私も努力を惜しみませんので、一緒に努力しながら町民のための健康管理、そして健康寿命を一生懸命延ばしていきたいと思っておりますので、お互いに頑張ってくださいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて3番吉田和夫君の一般質問を終結いたします。

次に、8番高橋たい子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔8番 高橋たい子君 登壇〕

○8番（高橋たい子君） 8番高橋たい子でございます。

体育施設整備基本構想について、お伺いいたします。

不二トッコン跡地を取得して「スポーツゾーン、文化ゾーン」整備可能性調査をされていることと存じます。防災機能を兼ね備えた施設整備ということで調整中と聞きました。着々と進められているものと思います。

さて、私が平成24年3月定例会で柴田町生涯教育総合運動場関連の質問をした際、トッコン跡地の可能性調査とあわせて既存のスポーツ施設に対し、「平成24年度中にスポーツ施設の実態把握とその検証に努め、老朽化対策も含め将来の施設のあり方を探る体育施設整備基本構想を策定します」と述べられました。その構想の進捗状況を伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） ご質問のありました体育施設整備基本構想の進捗状況についてお答えをいたします。

議員ご質問の柴田町体育施設整備基本構想の策定につきましては、昨年、職員9人で構成する生涯学習課プロジェクトチームを編成し、同年6月から10月まで視察なども含め述べ9回にわたり会議等を開催し、その原案を作成したところであります。

作成した主な内容につきましては、防災拠点施設整備事業としての総合体育館を初め、既存体育施設の整備計画、そして生涯教育総合運動場やパークゴルフ場のあり方の4項目にわたって調査検討したものであります。

生涯学習課プロジェクトチームによる検討過程におきましては、総合体育館を含む防災拠点

施設整備事業の全体計画と生涯教育総合運動場整備との兼ね合いや、パークゴルフ場のあり方については、作成はしたものの、さらなる検討が必要と判断しておりました。今後はこの原案に防災拠点施設整備事業の中の総合体育館の規模などの検討状況や、現在進行中のパークゴルフ場研究会からの検討結果などを踏まえて原案の一部修正を行い完成させる予定であります。

このようなことから、柴田町体育施設整備基本構想につきましては、まだ原案の段階であることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- 議長（加藤克明君） 高橋たい子さん、再質問ありますか。
- 8番（高橋たい子君） 原案策定してあるということですが、総合体育館のことが一番ネックになるのかなというふうにも思いますが、その原案は策定してあるものの、これからどうしようと。いつごろまでをめぐるといって考えておられるか、伺います。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（相原健一君） ただいまの教育長答弁にありましており、これから防災拠点施設の総合体育館、それからパークゴルフ場の研究会ということで、パークゴルフ場の研究会については10月にまとめに入る予定です。総合体育館については今後体育協会やらスポーツ団体、あるいはスポーツ推進員等の意見をこれからいただいて、最終的には来年3月ころには体育館とパークゴルフ場についてある程度方向性を見出したことを議会の皆さんにも情報提供と伺いますか、そういった形で公開のほうにしていきたいと思っております。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。
- 8番（高橋たい子君） 来年の3月ごろまでには提示をしたいということでぜひ、平成24年度中と、たしか24年度中にその原案なるものはまとめたんだとは思いますが、私がその中でも地元でもあるんですが、同僚議員の一般質問の中にも大分改善センターの生涯教育総合運動場のところが興味があるようなので、そのこと、あそこのことについて伺いたいと思っております。

あそこは前回質問させていただいたときも総合公園、運動公園というような状況で、7万8,243.43平米、広大な土地を取得しました。平成10年には見直しをかけて、三、四年前にテニスコートが2面できて大変好評で、大分あそこでテニスをされている様子を見ます。そのときに、まだその原案がちょっと私たちには見えないものですからわからないんですが、職員でプロジェクトチームをつくったと。私は体育協会もそうでしょう。スポーツをやる方もそうでしょう。いいんですけれども、地元の人たち、それから体育に何ら関係のない人たちの話を聞く

のも一つの手だてではないかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） ただいまの質問なんですが、生涯教育総合運動場関係のほうですね、整備について地元の意見をというふうな形かなと思いますが、今回はとりあえず基本構想ということで、先ほど答弁にありましたように総合体育館、それから生涯教育総合運動場、もう1つは既存体育施設関係、いわゆる修繕関係ですね。それとあわせてパークゴルフ場という4テーマで基本構想が成り立っております。具体的に今後生涯教育総合運動場を整備する計画の際には、そういった地元の方も含めての検討ということで必要かと思いますが、今回基本構想段階ですので、まだそこまでは行かなくともいいのかな、今回は現時点のまま町全体を含めた意見をいただいてまとめようというふうな形で考えております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○8番（高橋たい子君） そういう答弁をいただくと、私が計画してきたものを聞かれなくなるなというふうな感じもするんですけれども。前の質問のときに、野外、こちらに総合運動場、総合体育館をつくるということで、あそこの総合教育でしたっけ、あそこの運動場については、野外施設を考えてみたいなんて、決まったことではないんだけどもというような回答をいただいたような記憶がございます。その中で、今サッカーとかやっています。それから、グラウンドゴルフなんかもやっているようですが、サッカー場、それからパークゴルフの研究会もあるようですけれども、それもどこか私にはわかりませんが、そういうのも決して悪いことではありませんけれども、あの広大な土地があるんですね。そのときに、例えばそういう決まったスポーツ、サッカー場だからってサッカーしかやるわけでもないんでしょうけれども、特定のスポーツだけやるのじゃなくて、もっと広い意味で子供から大人まで、お年寄りまで使えるような、それも地元の人だけでなくほかからも来て遊べるような、勉強できるようなそういう施設、そんな考えを入れるつもりはございませんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） ただいまの質問ですが、先ほども高橋議員からお話あったように、昨年この案件については定例会4回で高橋議員さん初め4名の方から生涯教育総合運動場についてご質問いただいております。そのお答えした内容と何らかわりなく、現在原案の段階ですが、やはり多目的に使えるグラウンドということで、人工芝を含めたそういったグラウンドができないかということと、それから今現在テニスコートが使っております。その関係で、

いわゆるクラブハウス、シャワー室とかそういったものを備えつけたらどうかというようなことでもあります。また、町長のほうでさきの定例会でもお話ししているように、里山ハイキング関係の拠点施設、出発、ゴール、そういった形の施設としても利用できないかというような形、そういった内容の原案の段階で、やはり今までご質問にお答えした内容が盛り込まれている状況ですので、これから防災拠点施設とそういったあるいは他の施設、既存の施設と競合しないような施設、そして競技一つにこだわりなく多目的に使えるようなグラウンド整備のほうに使えるような運動場にしていきたいなと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。はい。

○8番（高橋たい子君） 私は、里山ハイキングコースの拠点としてということですが、クラブハウスを検討しているということなんですが、さきの質問のときの答弁には、あそこに車をとめてそこからいろんなコースに歩き出すというようなことでありました。そうなりますと、単なる駐車場じゃないかとかこういうような考えにもなるような気がいたします。

私の言いたいのは、やはり人口減少がしていく中で、せつかくのあんなに広い広大な土地を本当にもったいないんじゃないかなというふうに思うんです。やはりいろんな人に来ていただいて、そこで楽しんでいただけるような、子供たちも少ないながらも柴田小学校区の子供たちのことだけを言うんじゃないで、いろんなところから来ていただいて、にぎやかになるようなものをつくってほしいなというふうな思いが一番なんですね。柴小学区を見渡せば、柴田小学校に少しだけ遊具をつくっていただきました。今までは手づくりだったんですが、ブランコや滑り台もすばらしいのをつけていただきましたけれども、ほかのところには1カ所ありますか。栈敷場と、あとあそこですか、昔の入間田小学校の跡地に滑り台ありますけれども、言われたからつくった、直したんだというような形なのかなとしか思えないんですね。だから、本当に遊具もない、遊び場もない。地元の子供たちだけじゃなくて、本当に各方面からいらして、「ああ、いいところだ。散策コースもあるし、お花畑もあるし」というような形でね。大したお花畑でもないと思うんですけれども、里山だということで、楽しんでいただけるようなそういう施設が欲しいなというふうに思うんです。

現に、今子どもフェスティバル、今回も11月に開催されるわけなんです、第3回目を迎えます。こんなに遠いのに、こんなにあんな遠いところにと最初言っていましたけれども、ちらほらと何件かの初めて参加をする方々にはそういう、今もそういう「遠い。あんなところに、あだな山の中さ、何しに行くの」というような考えの方もいらっしゃるようなんですけれども、何となく定着をしてきたような感じがいたします。

ですから、やはりああいうところも覚えていただいて、同じ町内ですので、多方面から来ていただいて活性化していくんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、今お話ししたようなことをこれから見直しをかけていくに当たり、参考にしていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、これも提案ということになるんですが、芝生を張ったようなのも考えているということですが、改善センターの今の館ね、改善センターの館のほう。あれもかなり大分老朽化をしている。この間もしばらくぶりに改善センターに参りました。議会懇談会の際でした。2階に上がりまして、管理のほうも大分クーラーがないものですから、窓をあけました。すごいゴミがたまっていましたね。掃除したくなるくらいたまっていました。誰がいつやるのかもわからないような状況も、2階も余り窓をあけたりしないのかなというふうにも思いましたけれども、そんなことも含めてあの館全体を含めた形でのそのクラブハウスのようなものも考えられないでしょうか。このこともあわせてお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） ただいま改善センターも含めた内容でお話しいただきました。改善センター、エアコンは事務室と図書室しかない状態で、議員さんおっしゃるとおり自然クーラーしかないのかなというような状況です。あそこについてはトイレ関係も和式で高齢者の方が利用するのに大分ひどいというご意見もいただいています。そういったエアコンと、あるいはトイレ関係ももう少し利用者が利用できるような状況に改善していきたいなと思っています。ただ、今回何とか予算をつけていただいて、ステージのつりもの関係、大分数年前からワイヤー関係が古くなっているということで、ステージのほうのワイヤー関係類を今度修繕するような形、交換するような形になっています。そういうふうに徐々にですが整備していきたいと思っていますので、どうぞ長い目で見ていただければなというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○8番（高橋たい子君） 直していただくのは結構なんですけれども、それも含めた中でその体育施設と併用した形で当然そうなるんだろうと思うんですが、考えていただきたいなというふうに思います。

それから、あの面積なんですが、7万8,243.43平米のうち、今半分残土置き場と、残土置き場と言っていいのかどうかわかりませんが、そこに使用されている部分の面積は幾らあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 議員さんご質問のとおり、あそこの運動場は7万8,254平方キロメートルということで、私もどの程度今回ほかの議員さんからもあったものですから面積を見てみました。大体6割ぐらいがテニスコート、サッカー場あるいは駐車場というふうな形で使われているのかなと思っています。

今回、残土置き場ということで5月ころから3事業者のほうに貸し付けしております。現在もまだ2つの事業所のほうに貸し付けをしておりますが、大体300坪ぐらいのが3カ所にというふうな形で今貸し出しあるいは残土置き場、資材置き場というような形で利用されている状況です。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。

○8番（高橋たい子君） 前の、さきの会議のときの同僚議員の質問の中の答弁で、復旧工事が終わるまで貸しているんだというような回答があったと記憶しているんですが、今3カ所、300坪を3カ所に貸しているという状況なんですが、これはどのような契約をされている、幾らでいつまでというようなのがあるんですか。お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） これはいずれも都市建設課からの発注事業です。3カ所のうち1カ所は先月終了しております。いずれも震災関係あるいは台風21号関係ということで、そういった対応で葉坂、入間田関係の工事に伴う資材置き場、そういう目的で当然町からの発注事業ということで、賃料は無料というふうな形になっております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○8番（高橋たい子君） 終了時には資材置き場ということですから余り地面はいじったりはしないんでしょうけれども、もとの状況に戻してということは当然のことだと思うんですが、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 貸し出し要件の中に、終了後は速やかに原状に復帰して返却するような形で許可しております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○8番（高橋たい子君） 最後になりますが、やはりこの広大な町所有の土地がある。それは今

から、これからいろんなことが出てくると思うんですね。土地を取得したり、新しいものをつくらなきゃならない。いろんなことがあるんだろうと思いますけれども、既存の所有の土地を有効に使っていくのがベターじゃないかなと私は思っているんですが、そんなことも含めて私が今まで申し上げたところを1つでも2つでも参考にさせていただいて、本当に有効なあそこの生涯教育総合運動場を活用できるような状況にさせていただければとお願いを、お願いというか、提案を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて8番高橋たい子さんの一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時52分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年9月2日

議 長

署名議員 番

署名議員 番